

令和 7 年 度 版

檣 原 市

保 健 事 業 実 績

健康スポーツ部 健康増進課

こども部 こども家庭課

目 次

I	樫原市の概要	1
1.	位置と地勢	2
2.	統計	3
3.	保健事業の経過	6
II	母子保健事業	17
1.	概要	18
2.	健康診査	19
3.	訪問指導	29
4.	教室	31
5.	相談	32
6.	子育て支援事業	37
III	成人保健事業	39
1.	概要	40
2.	健康手帳の交付	41
3.	健康教育	41
4.	健康相談	42
5.	健康診査	43
6.	訪問指導	55
7.	健康増進事業	56
IV	予防接種事業	65
1.	概要	66
2.	接種状況	67
3.	予防接種健康被害救済制度	70
V	救急医療事業	71
1.	概要	72
2.	休日夜間応急診療所	74
3.	病院群輪番制方式による二次救急医療	76
VI	その他の事業	77
1.	経済的支援・各種助成等事業	78
2.	自殺対策	83
VII	資料	85

I 檀原市の概要

[橿原市の概要]

1. 位置と地勢



本市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西7.5km、南北8.3kmの広がりを見せ、東は桜井市、西は大和高田市、南は明日香村、高取町、北は田原本町と接している。

面積は39.56km²で、全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曾我川が流れている。

また、万葉の時代を偲ばせる大和三山（畝傍山・耳成山・香久山）が鼎立し、その中央には約1300年前にわが国初の首都であった藤原京跡があり、その周辺には歴史的文化遺産が点在している。

(1) 市勢（令和8年4月1日）

人口	117,483 人	出生数	700 人
世帯数	56,448 世帯	出生率	6.0 人（人口千対）
面積	39.56 km ²	65歳以上人口	35,195 人
人口密度	2,970 人／km ²	高齢化率	30.0 %

※市民窓口課統計より

(2) 市域の変遷

【昭和31年2月11日】 面積：26.67km² 市制施行 磯城郡耳成村、高市郡畝傍町、鴨公村、八木町、今井町、真菅村が合併	【昭和31年7月3日】 面積：34.84km² 高市郡金橋村、新沢村を編入	【昭和31年9月30日】 面積：38.24km² 桜井市大字池尻、南山、戒外、南浦、木之本、下八釣、膳夫、出合、出垣内を編入
【昭和32年7月11日】 面積：40.43km² 大和高田市大字箸喰、磯城郡田原本町大字飯高、大垣、豊田、西新堂、新口を編入	【平成元年11月10日】 面積：39.47km² 建設省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改訂	【平成3年10月1日】 面積：39.52km² 建設省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改訂
【平成26年10月1日】 面積：39.56km² 国土交通省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改訂		

2. 統計

(3) 人口の推移

1. 年次別人口

各年3月31日

年	世帯数	総数	性別		一世帯当り人口
			男性	女性	
H27	52,034	124,489	59,459	65,030	2.4
H28	52,349	123,842	59,142	64,700	2.4
H29	52,762	123,337	58,862	64,475	2.3
H30	53,052	122,723	58,479	64,244	2.3
H31/R1	53,362	121,905	58,013	63,892	2.3
R2	53,922	121,534	57,896	63,638	2.3
R3	54,564	121,156	57,674	63,482	2.2
R4	54,744	120,197	57,137	63,060	2.2
R5	55,356	119,607	56,806	62,801	2.2
R6	55,615	118,750	56,323	62,427	2.1
R7	56,175	118,178	55,999	62,179	2.1
R8	56,448	117,483	55,536	61,947	2.1

出典) 橿原市ホームページ

2. 出生数・出生率の年次推移

区分 年	国		県		市	
	出生数	出生率 (人口千対)	出生数	出生率 (人口千対)	出生数	出生率 (人口千対)
H27	1,005,721	8.0	9,832	7.3	961	7.7
H28	977,242	7.8	9,430	7.0	998	8.1
H29	946,146	7.6	8,965	6.7	884	7.3
H30	918,400	7.4	8,947	6.8	928	7.7
H31/R1	865,239	7.0	8,323	6.3	829	7.2
R2	840,835	6.8	7,831	6.0	827	6.8
R3	811,622	6.6	7,751	6.0	858	7.2
R4	770,759	6.3	7,315	5.7	783	6.5
R5	727,288	6.0	6,943	5.4	722	6.0
R6	686,173	5.7	6,697	5.3	716	6.1

出典) 政府統計の総合窓口e-Stat・奈良県ホームページ・橿原市ホームページ

※ 橿原市の出生率については、出生数/10月1日時点の人口*1,000の計算式により算定

3. 死因順位別死亡者数

令和6年

順位	檀 原 市				順位	奈良県	全国
	疾 病 名	総数	男	女		疾病名	疾病名
1位	悪 性 新 生 物	370	210	160	1位	悪 性 新 生 物	悪 性 新 生 物
2位	心疾患(高血圧性除く)	212	97	115	2位	心疾患(高血圧性除く)	心疾患(高血圧性除く)
3位	老 衰	116	31	85	3位	老 衰	老 衰
4位	肺 炎	96	55	41	4位	脳 血 管 疾 患	脳 血 管 疾 患
5位	脳 血 管 疾 患	75	34	41	5位	肺 炎	肺 炎
6位	不慮の事故	33	25	8	6位	不慮の事故	不慮の事故
7位	高血圧性疾患	30	12	18	7位	腎 不 全	腎 不 全
8位	腎 不 全	29	17	12	8位	慢性閉塞性肺疾患	大動脈瘤及び解離
9位	大動脈瘤及び解離	19	10	9	9位	肝 疾 患	自 殺
10位	肝 疾 患	17	13	4	10位	大動脈瘤及び解離	肝 疾 患
10位	自 殺	17	10	7			
	そ の 他 疾 患	378	214	164			
	死 亡 者 総 数	1,392	728	664			

出典) 令和6年人口動態調査

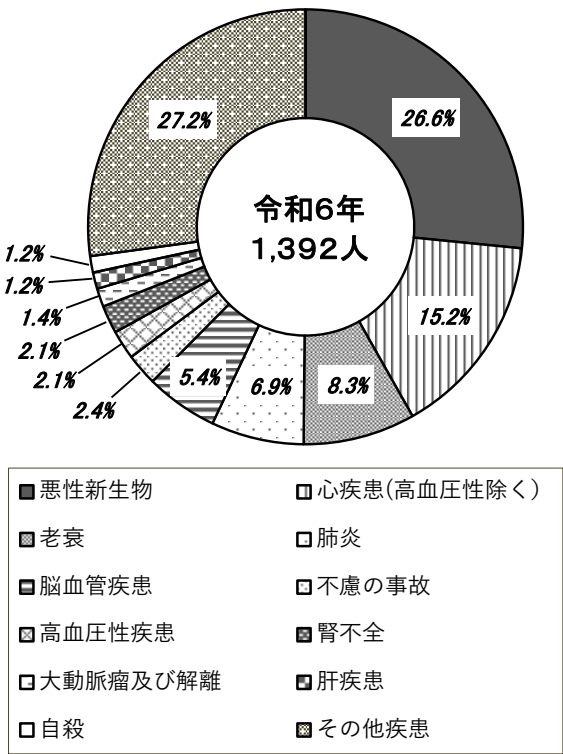
4. 悪性新生物部位別死亡者数

令和6年

部位	総数	男	女
総 数	370	210	160
気管・気管支・肺	78	47	31
膵臓	53	31	22
胃	40	25	15
結腸	22	13	9
肝臓	18	8	10
直腸・S状結腸移行部	16	10	6
乳房	13	0	13
食道	10	9	1
子宮	9	—	9
白血病	6	4	2
その他	105	63	42

出典) 令和6年人口動態調査

死因順位別死亡者数

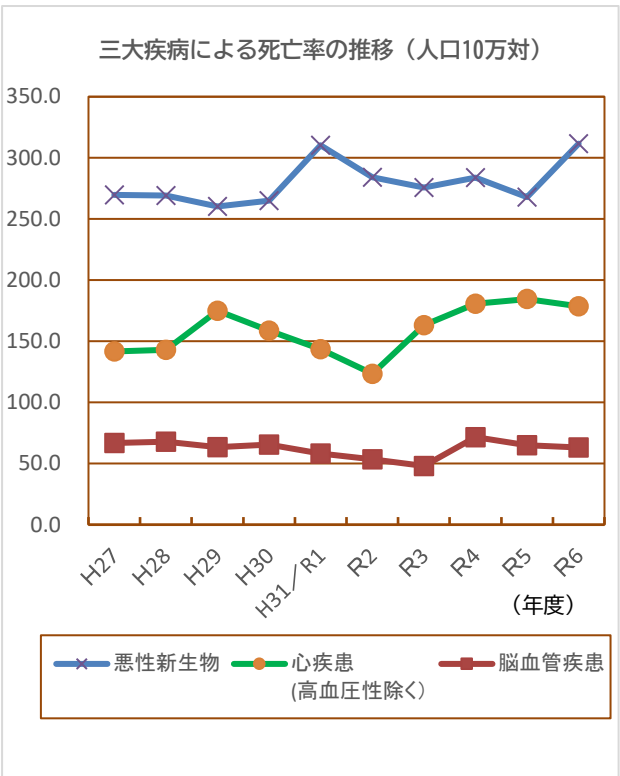


5. 三大疾病による死亡率

(人口10万対)

年	悪性新生物	心疾患 (高血圧性除く)	脳血管疾患
H27	269.6	141.7	66.8
H28	269.2	143.1	67.9
H29	260.3	174.9	63.4
H30	264.9	158.6	65.4
H31/R1	310.3	143.6	58.3
R2	284.0	123.5	53.5
R3	275.8	163.1	48.0
R4	283.8	180.6	71.6
R5	268.0	184.5	64.9
R6	311.6	178.5	63.2

出典) 令和6年人口動態調査

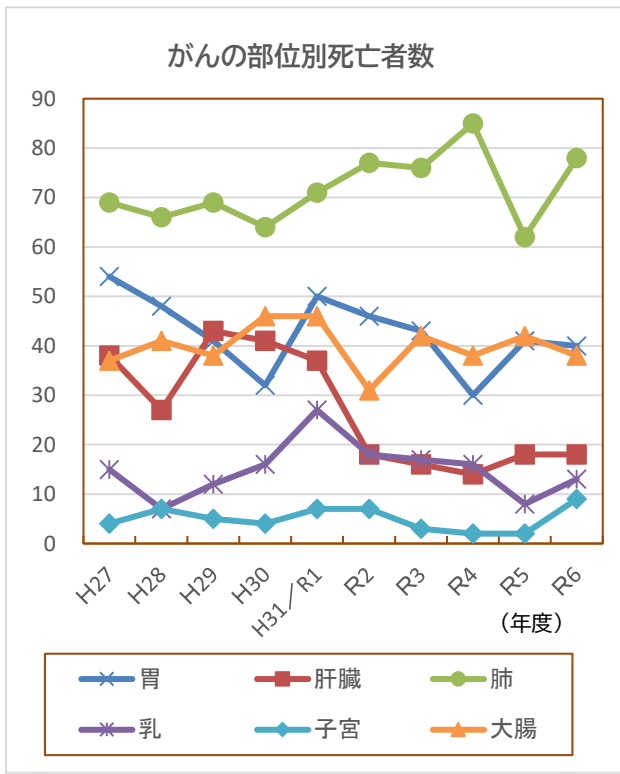


6. がんの部位別死亡者数

(人)

年	胃	肝臓	肺	乳	子宮	大腸
H27	54	38	69	15	4	37
H28	48	27	66	7	7	41
H29	41	43	69	12	5	38
H30	32	41	64	16	4	46
H31/R1	50	37	71	27	7	46
R2	46	18	77	18	7	31
R3	43	16	76	17	3	42
R4	30	14	85	16	2	38
R5	41	18	62	8	2	42
R6	40	18	78	13	9	38

出典) 令和6年人口動態調査



3. 保健事業の経過

- 昭和46年度 ○ 県の旧保健所建物敷地を市が譲り受けて整備し、衛生公害課として発足。
- 各種予防接種（ポリオ、種痘、三種混合、ツベルクリン、BCG、日本脳炎、インフルエンザ）、結核住民検診、胃がん検診、3歳児健康診査を実施。
- 昭和47年度 ○ 乳幼児健康相談、母親教室、育児教室、成人病健康相談事業を開始。
- 昭和48年度 ○ 「育児のこつを聞くつどい」を開催。
- キッチンカーによる栄養指導(県事業)を開始。
- 昭和49年度 ○ 母子栄養食品の支給を開始。
- 妊婦健康診査(県事業)を実施。
- 橿原市休日応急診療所を開設。
- 昭和51年度 ○ 電話による健康相談を開始。
- 昭和52年度 ○ 施設老朽に伴い、保健センターを中心とした分庁舎建設を計画。
- 風しん予防接種を集団方式で開始。
- 昭和53年度 ○ 橿原市分庁舎・保健センター落成(12月)。
- 婚前教室を開始。
- 麻しん予防接種を医療機関個別方式で開始。
- 昭和54年度 ○ 橿原市保健センター設置。衛生公害課改め環境衛生部保健センターとなる。
- 1歳6か月児健康診査を開始。
- 成人病教室を開始。
- 子宮がん検診(施設内)を開始。
- 橿原市休日応急診療所診療科目に歯科を加える。
- 昭和55年度 ○ 栄養教室を開始。
- 橿原市休日応急診療所に夜間診療を加え、名称を橿原市休日夜間応急診療所と改める。
- 昭和56年度 ○ 橿原市健康づくり推進協議会委員を委嘱・任命する。
- 昭和57年度 ○ 健康づくり教室・栄養教室(上手に食べる会)を開始。
- 昭和58年度 ○ 父親教室を開始。
- 老人保健法が制定され、①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④健康診査(一般健康診査・胃がん検診・子宮がん検診) ⑤機能訓練 ⑥訪問指導の6つの保健事業を実施。

- 昭和59年度 ○ 祖母教室を開始。
○ 神経芽細胞腫検査セットの交付(県事業)を実施。
○ 成人病教室を成人病予防教室に改める。
- 昭和60年度 ○ 第1回櫃原市健康まつり・総合検診を開催。
○ 総合検診に乳がん検診を追加。
○ 体操教室を開始。
○ 救急の日講演会(第1回)を開催。
- 昭和61年度 ○ 健康づくり教室を婦人の健康づくり教室に改める。
○ 食生活改善推進員養成講座を開始。
- 昭和62年度 ○ 一般健康診査を基本健康診査に改める。
○ 健康教育・健康相談に重点健康教育・重点健康相談が加わる。
○ 40歳健康診査及び40歳歯科健康相談の開始。
○ 櫃原市食生活改善推進員協議会を設置。
- 昭和63年度 ○ 予防接種健康被害調査委員会の設置。
- 平成元年度 ○ 第5回櫃原市健康まつりNHK健康フェア(NHK公開講座)櫃原市民健康のつどいとして奈良県立櫃原公苑体育館で開催。
○ 老人保健法による乳がん検診の医療機関個別方式を開始。
○ MMR(麻しん・風しん・おたふくかぜ)予防接種を医療機関個別方式で開始。
- 平成2年度 ○ 婚前教育を思春期教室に改める。
○ 老人保健事業として肺がん検診が加わる。
○ 病態別講座(高脂血症・高血圧・糖尿病教室)を開始。
- 平成3年度 ○ 保健センターと休日夜間応急診療所の全面的な改造整備工事に着手。
○ 乳幼児健全発達支援相談事業(すこやか子ども相談)を開始。
○ 地区総合検診(金橋・香久山・新沢地区)の実施。
○ いきいきライフ相談を開始。
- 平成4年度 ○ 保健センター改造整備工事落成。
○ 乳幼児健全発達支援相談事業(母と子のふれあい教室)を開始。
○ 育児教室を乳児健康づくり教室に改める。
○ 幼児健康づくり教室を開始。
○ 父親教室を両親学級として開始。
○ 健康増進教室(エアロビクス体験)を開始。
○ 食生活改善推進員による伝達講習会を開始。
○ リハビリ教室を開始。
- 平成5年度 ○ 3か月児健康診査の医療機関個別方式を開始。
○ 櫃原市健康づくり推進員(櫃原市ヘルスリーダー)を設置。
○ 運動普及推進員養成講座を開始。

- 大腸がん検診及び子宮体部がん検診を開始。
- 40歳健康診査を40・50・60歳健康診査に改める。
- 脳卒中情報システム事業(県主体事業)を開始。
- 三種混合予防接種(ジフテリア・百日せき・破傷風)を医療機関個別方式で開始。
- 橿原市休日夜間応急診療所の毎土曜・休日・祝日の担当医師に小児科医を常駐し、内科・小児科の医師複数体制とする。
- 橿原市二次救急医療輪番制病院として、市内3病院(碧済会異病院・平井病院・平尾病院)が参画し、3病院で開始。

- 平成6年度
- 健康管理システムの開発を開始。
 - 成人健康相談で「糖尿病予防相談」を開始。
 - 在宅介護等に伴う介護相談及び介護教室を開始。
 - 40・50・60歳健康診査に、肺がん検診・大腸がん検診を追加。
 - 胃がん検診の医療機関個別方式を開始。
 - 運動普及推進員協議会を設置。
 - 橿原市休日夜間応急診療所に奈良県薬剤師会橿原支部が参画。
 - 橿原市二次救急医療輪番制病院として、5月から平成記念病院が参画し、市内4病院で実施。

- 平成7年度
- 「ロマントピア藤原京'95記念第11回橿原市健康まつり」を開催。
 - 10か月児健康診査の医療機関個別方式を開始。
 - すこやか子育て支援事業(5か月児子育てセミナー・育児サロン)を実施。
 - MD法(中手骨撮影)による骨量検査を開始。
 - 風しん・日本脳炎予防接種を医療機関個別方式で開始。

- 平成8年度
- 「市政40周年記念 第12回橿原市健康まつり」を開催。
 - ヘルス運動教室を開始。
 - 在宅訪問歯科指導を開始。
 - イキイキクラブ(B型リハビリ)を開始。

- 平成9年度
- 機構改革により、担当課名を保健センターから健康増進課に変更。
 - 「健康まつり」を「健康福祉まつり」に改正。
 - 3歳児健康診査・妊婦健康診査等母子保健事業が県より移譲。
 - 1歳6か月児・3歳児健康診査の医科部分を医療機関委託に変更。
 - 婦人の健康診査(30歳代の女性が対象)を開始。
 - 40・50・60歳健康診査等の中で、骨密度測定を実施。
 - 橿原市食生活改善推進員協議会に食生活改善地区組織活動を委託。
 - 在宅ねたきり者歯科保健事業(訪問歯科指導・訪問歯科診療)を開始。
 - 学童の日本脳炎2期・3期、風しん、二種混合2期を医療機関個別方式で実施。
 - 橿原市二次救急医療輪番制病院について、碧石会異病院が閉院の為、市内3病院(平井病院、平尾病院、平成記念病院)で実施。

- 平成10年度
- 管理栄養士採用。
 - 母と子のふれあい教室大きい組を開始。

- 「介護のつどい」(耳成地区)を開始。
- 家庭教育学級において成人健康教育を開始。
- 橿原市休日夜間応急診療所で、土曜日・日曜日・祝日の深夜診療を開始。

- 平成11年度
- 母子保健推進協議会委員を委嘱・任命する。
 - 思春期ふれあい体験学習を開始。
 - 骨粗鬆症検診を開始。
 - 生活習慣改善教室を開始。

- 平成12年度
- 育児サロンを終了(13年度からは、児童福祉課によるチャイルドサロンとして実施)。
 - 大久保・飛騨地区の秋の住民検診を委託。

- 平成13年度
- 離乳食教室を開始。
 - 3歳児健康診査の希望者にフッ素塗布を開始。
 - 健康指導事業(健康診査の対象者数把握調査)を開始。
 - 大久保・飛騨地区住民検診を年1回(春)に変更。
 - 個別健康教育(高コレステロール予防教室)を開始。
 - 高齢者インフルエンザ予防接種を医療機関個別方式で開始。
 - 二次救急医療輪番体制の土曜日を午後1時～に延長。
 - 救急の日の講演会を中学校において開催。

- 平成14年度
- 猫の不妊手術の費用助成を開始。
 - 基本健康診査時にC型肝炎抗体検査を加える(14年度～18年度迄)。
 - 健康状態・生活習慣・健康づくりに関するアンケート調査を実施。
 - ツベルクリン反応検査・BCG接種を医療機関個別方式で開始。
 - 風しん予防接種経過措置年齢を拡大(S54年4月2日～S62年10月1日及び学童期)。

- 平成15年度
- 前立腺がん検診を開始。
 - 健康指導事業運動教室を実施。
 - 機能訓練A型リハビリ(はつらつクラブ・万葉ホール)を終了。
 - 機能訓練B型リハビリ(ゆうゆうクラブ)を開始。
 - 歯科保健推進協議会委員を委嘱・任命する。
 - 重症急性呼吸器症候群(SARS)対策対応行動計画を策定。
 - 風しん予防接種経過措置(学童期)が9月30日で終了。

- 平成16年度
- 神経芽細胞腫検査(県事業)を終了。
 - 歯周疾患検診の医療機関個別方式を開始。
 - 子宮がん検診対象者を20歳以上とする(1回/2年)。
 - 乳がん検診対象者を40歳以上とする。
 - 健康かしはら21計画「かしはらすこやかこつこつプラン」を開始。
 - 糖尿病予防教室を実施。

- 平成17年度
- 「橿原市健康福祉まつり」と「橿原市社会福祉大会」を合同開催とし、「健康と社会福祉の祭典“ふれあい・いきいき祭”」として開催。

- 赤ちゃんセミナーを開始(5か月児子育てセミナー終了)。
- 檀原市母子保健連絡協議会改め檀原市母子保健推進協議会とする。
- ヘルスチェック30を開始(婦人の健康診査終了)。
- 子宮がん検診(検診車)を終了。
- 結核検診の対象者を40歳以上とする。
- 乳がん検診をマンモグラフィとの併用検診として開始(1回/2年)。
- 日本脳炎3期を終了。
- 日本脳炎予防接種が急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)により勸奨差し控え。
- BCG任意接種(6か月～1歳未満)の費用助成を開始。
- ツベルクリン反応検査を終了し、BCGの直接接種(生後6か月まで)を開始。
- 檀原市休日夜間応急診療所開設時間帯に小児科医を常駐。

- 平成18年度
- 飼い犬管理業務全般・猫不妊手術費の助成事業を環境対策課へ移管。
 - 母子健康手帳交付を市民課に加え、健康増進課でも開始。
 - ヘルスチェック30に歯周疾患検診を追加。
 - 65歳以上の基本健康診査に生活機能評価を追加。
 - 前立腺がん検診モデル事業を終了し、市単独事業で実施。
 - 介護保険の改正に伴い、機能訓練B型(ゆうゆうクラブ)を終了。
 - 檀原市生活習慣病等疾病分析調査を実施。
 - 麻しん、風しんの単独ワクチンが4月1日より定期予防接種から外れ、麻しん・風疹混合1期(1歳～2歳)、2期(5歳～7歳の児対象)ワクチンとなるが、6月2日より再開。
 - 1歳から2歳の麻しん、風しん単独ワクチン接種の費用助成を実施(4月1日～6月1日)。
 - 2歳～7歳半未満の麻しん又は風しん予防接種未接種者に6月2日～3月31日まで単独ワクチン接種の費用助成を実施。

- 平成19年度
- 妊婦健康診査の費用助成を1回から3回に拡充。
 - マザーズクラスOB会を終了し、両親学級OB会を統合して開始。
 - 母子栄養強化事業を終了。
 - 健康かしはら21計画中間評価を実施。
 - 大久保・飛驒地区住民検診及び健康相談を終了。
 - 麻しん・風しん混合、麻しん、風しん任意予防接種(2～3歳未満)の費用助成を開始。
 - 二種混合1期初回(1歳未満)及び追加(2歳6か月未満)任意予防接種の費用助成を開始。
 - 檀原市休日夜間応急診療所毎深夜診療を開始。
 - 檀原市休日夜間応急診療所毎深夜診療に小児科医を常駐。
 - 檀原市休日夜間応急診療所深夜診療開始に伴い、待合を拡充し薬局を整備。

- 平成20年度
- 妊娠判定受診料補助事業(市民税非課税世帯)を開始。
 - 妊婦健康診査の費用助成を3回から5回に拡充。助産所での使用が可能となる。
 - 1歳6か月児健康診査時にブックスタート事業を開始。
 - 市内新生児・妊産婦訪問を奈良県助産師会に委託。

- 老人保健法廃止に伴い基本健康診査を終了。
- 高齢者医療確保に関する法律による特定健診・特定保健指導を開始（櫃原市国民健康保険加入者）。
- 麻しん・風しん混合3期(中学1年相当)4期(高校3年生相当)予防接種を開始。
- 乳幼児任意二種混合予防接種の費用助成を終了
(法改正により百日咳罹患者も三種混合の予防接種が可能となった)。
- 高齢者肺炎球菌ワクチン任意予防接種の費用助成を開始。
- 櫃原市二次救急医療輪番制病院として市内3病院に加え、大和高田市の中井記念病院・桜井市の山の辺病院が参画し、5病院で実施。
- 櫃原市休日夜間応急診療所における小児深夜診療において、中南和各市町村と協議書を締結。

- 平成21年度
- 妊婦健康診査の費用助成を5回から14回に拡充。
 - 女性特有のがん検診推進事業を実施。
 - 歯の健康教室の希望者に対してフッ素塗布を開始。
 - 新型インフルエンザ流行に伴い、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種費用助成を実施。

- 平成22年度
- 母子健康手帳交付を健康増進課のみとし、全員に保健師・助産師による面接・相談を実施。
 - 肺がん検診の医療機関個別検診を開始。
 - 「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が日本脳炎第1期定期予防接種として接種可能となる。
 - 平成23年3月31日をもって、新型インフルエンザ(A/H1N1)が季節性インフルエンザ対策に移行。

- 平成23年度
- こんにちは赤ちゃん訪問事業を開始。
 - 母子保健進員養成講座を開始。
 - 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの任意接種の費用助成を4月1日から開始。
 - 日本脳炎1期及び2期特例接種を5月20日から開始
(平成7年6月1日～平成19年4月1日生れ対象)。
 - 麻しん及び風しんの定期予防接種の対象者に高校2年生相当を追加
(5月20日～平成24年3月31日)。

- 平成24年度
- 母子保健推進協議会を設置。
 - ポリオワクチンが不活化に切替わり、6月接種をもって集団接種を終了。
 - 不活化ポリオ予防接種の初回接種を9月から、追加接種を11月から開始。
 - 四種混合予防接種を11月から開始。
 - 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン任意接種の費用助成を終了。
 - 櫃原市二次救急医療輪番制病院として、市内3病院、市外2病院に加え、大和高田市の吉本整形外科・外科病院が参画し、6病院で実施。

- 平成25年度
- 未熟児養育訪問が県より移譲。

- 奈良県歯科医師会のモデル事業として妊婦歯科健診を実施。
- 健康かしはら21(第2次)計画を策定。
- BCG予防接種対象年齢を「6か月未満まで」から「1歳未満まで」に拡大。
- 日本脳炎2期特例接種対象者の拡大
(平成7年4月2日～平成7年5月31日生まれを追加)。
- 麻しん・風しん混合予防接種の3期、4期の接種を終了。
- 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種を開始。
- 風しん流行に伴い、風しんの抗体価が低い妊娠を希望する女性等に対し風しんワクチン等緊急接種の費用助成を実施。
- 6月14日から子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨を見合わせ。

- 平成26年度
- 骨髄移植ドナー支援事業を開始。
 - 妊婦歯科健診の費用助成(1回)を開始。
 - 母と子のふれあい教室が子ども総合支援センターに移管。
 - 6～7か月児健康相談を開始(赤ちゃんセミナーを終了)。
 - 高齢者の健康づくり等推進連携事業(モデル事業)として、高血圧予防教室を開始。
 - 水痘予防接種(1回目・2回目)を10月1日から開始。
 - 水痘予防接種特例措置(3・4歳)を10月1日～平成27年3月31日まで実施。
 - 高齢者肺炎球菌感染症予防接種を、年度末年齢が65歳以上の5歳刻みの年齢を対象者として10月から開始。
 - 高齢者肺炎球菌感染症任意接種の費用助成を9月末で終了。

- 平成27年度
- 「歯と骨のアンチエイジング～Let's ロコモ予防～」をイベントとして開催。
 - 橿原市食育推進計画を策定。

- 平成28年度
- 健康かしはら21講座を開始。
 - がん予防推進員養成講座を開始。
 - B型肝炎予防接種を10月1日から開始。

- 平成29年度
- 子育て世代包括支援センターとしての機能を整える。
 - 利用者支援事業・母子保健型窓口を健康増進課に設置。
 - 一般不妊治療の費用助成を開始。
 - 5月よりママヘルプサービスを開始。
 - 平成30年2月より、利用者支援事業・母子保健型窓口(2か所目)を市役所分庁舎へ置き、母子健康手帳発行業務等を実施。
 - 健康かしはら21(第2次)計画中間評価を実施し、健康かしはら21(第2次)後期計画を策定。

- 平成30年度
- 11月より市役所分庁舎で母子健康手帳発行以外の窓口業務全般を行うため利用者支援事業・母子保健型窓口のスタッフを増員し体制を整える。
 - 胃がん検診に内視鏡検査を導入(50歳以上、1回/2年)。
 - 胃がん検診とセットでピロリ菌抗体検査を希望者に実施(生涯に1回)。
 - 個別健康教育(スリムな人の血管おそうじ教室)を終了。

- ヘルスチェック(20・30歳代向け健康診査)を終了。
- 休日夜間応急診療所の年末年始の診療日を、12月30日～1月4日までを12月29日～1月3日までに変更。

令和元年度 ○マザーズクラスを両親学級に合体する形に変更。

(平成31年度)○両親学級OB会を終了。

- ママヘルプサービスの対象期間を「出産の日から起算して6か月を経過するまでの産婦」に延長。
- 不育治療の費用助成を開始。
- がん予防推進員養成講座を終了。
- 操健美くらぶを終了。
- 今日からはじめるウォーキング講座を開始。
- 風しんの追加的対策として、4月1日より昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対して、全国において抗体検査と定期予防接種を、3年間の時限的措置として無料で実施。橿原市としては7月に無料クーポン券を発送。無料クーポン券発送以前に、実費で抗体検査や予防接種を実施した対象者に対する償還払い制度を開始。
- 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の経過措置として、令和元年度からの5年間、対象者として年度末年齢が65歳以上の5歳刻みの年齢を継続。
- 橿原市二次救急医療輪制病院から桜井市の山の辺病院が外れ、市内3病院、市外2病院の5病院で実施。

令和2年度 ○一般不妊治療の費用助成の上限額を、1年度10万円に引き上げ。

- 「ふれあい・いきいき祭」かしはら万葉ホール改修及び新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
- 「健康かしはら21講座」、「骨と歯のアンチエイジング～Let's ロコモ予防～」を新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
- ロタウイルス感染症予防接種を10月から開始。
- 橿原地区新型コロナウイルス感染症外来を開設(5月11日)。
- 橿原市休日夜間応急診療所が県より「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として認定を受ける(12月1日)。

令和3年度 ○一般不妊治療・不育治療の費用助成対象要件を変更(所得制限撤廃、事実婚関係を認める)。

- 妊婦健康診査の費用助成の上限額を、10万円に引き上げ。
- 「骨と歯のアンチエイジング～Let's ロコモ予防～」を終了。
- 風しんの追加的対策の延長(令和7年3月31日まで)。
- 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を11月26日より再開。
- 橿原地区新型コロナウイルス感染症外来を終了。

令和4年度 ○多胎妊婦健康診査の費用助成を開始。

- ママヘルプサービスの多胎追加助成を開始。
- 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を開始。
- 子宮体がん検診、ピロリ菌検査、「健康かしはら21講座」を終了。
- 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種を開始。積極的勧奨を控えていた平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女子(令和4年4月

1日から令和7年3月31日までの間に高校2年生相当以上の者)を対象として3年間の時限的措置として実施。

- 令和5年度
- 伴走型相談支援の一環として妊娠8か月時アンケートを開始。
 - 新生児聴覚検査の一部助成を開始。
 - 3歳6か月児健康診査時に屈折検査を開始。
 - 産後ケア事業を7月12日より開始。
 - がん患者ウィッグ及び乳房補正具購入費の助成を開始。
 - 健康かしはら21(第3次)計画を策定。
 - 第2次櫃原市食育推進計画を策定。
 - 子宮頸がん予防ワクチンに係る任意接種償還払いを開始。
平成9年4月2日から平成17年4月1日生まれの女子を対象とし、
4月1日より令和7年3月末日までの時限的措置として実施。
 - 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の経過措置を終了。
 - 休日夜間応急診療所の休日歯科診療時間(午後)を、10月1日より
「13時～21時」から「13時～16時」に短縮。
- 令和6年度
- 櫃原市こども家庭センター(母子保健と児童福祉を一体的実施)を設置。
 - 産後ケア事業の内容を拡充(居宅訪問型を実施する職種に管理栄養士を追加)。
 - 歯っぴー相談を開始。
 - 子育て世帯訪問支援事業を開始(ママヘルプサービスの対象を含む)。
 - 歯周病検診の対象者が、従来の「40・50・60・70歳」に「20・30歳」を追加。
 - 働き世代への健康支援を開始。
 - 櫃原市自殺対策計画後期計画を策定。
 - 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の対象者が65歳のみに変更。
 - 五種混合ワクチン定期接種を開始。
 - 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種を定期予防接種として開始。
 - 休日夜間応急診療所の小児深夜診療において宿直体制を7月1日より開始。
 - 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種終了。
 - 風しんの追加的対策の延長を終了。
- 令和7年度
- 妊婦健康診査助成費用の上限額を11万円に引き上げ。
 - 産婦健康診査費用助成を開始。
 - 1か月児健康診査費用助成を開始。
 - 生殖補助医療費等助成を開始。
 - 妊婦のための支援給付事業を開始(出産・子育て応援給付金事業から移行)。
 - 産後ケア事業の内容を拡充(通所型8時間、短期入所型を追加)。
 - 肺がん検診喀痰検査終了。
 - 高齢者带状疱疹予防接種を定期接種予防接種として開始。
 - 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ経過措置を開始。
令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に1回以上接種した方を対象

に令和7年4月1日より令和8年3月末日までの経過措置として実施。

- 風しんの追加的対策（定期予防接種）の期間を延長。
- 麻疹風しん混合ワクチン（MR）第1期・第2期接種の期間を延長。
麻疹風しん混合ワクチン（MR）の供給が行き届かず、期間内に接種を受けられない見込みがあるため接種対象期間が延長（令和9年3月31日まで）。

Ⅱ 母 子 保 健 事 業

[母子保健事業]

1. 概要

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、また、保護者が安心して育児ができる環境を整えるため、各種健康診査・相談・教室等の母子保健事業を実施している。

子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行や女性の社会進出等を背景に大きく変化してきており、出産年齢の上昇等による様々な健康課題を抱えながら妊娠・出産を経験する人や、育児支援を十分得られない中で育児をする人が増えている。

こうした状況においては、妊娠期については妊婦健康診査を、出産後については乳幼児を対象とした検査や健康診査を受診することが、疾病の予防や早期発見、育児不安の解消につながるため、経済的な理由等により未受診にならない対策が重要となる。また、健康診査受診時に要経過観察や要精密検査と判定された児や保護者に対する事後フォローも、児や家族の健康課題の解決には必要不可欠である。

それを踏まえ、これまで実施してきた乳幼児健康診査等の健診・相談事業に加え、令和7年度からは、産婦健康診査及び1か月児健康診査の費用助成を開始し、産後ケア事業についても通所型（8時間）及び短期入所型を追加し、産後早期における母子の心身の健康の保持増進のための支援体制の充実を図っている。

また、少子化対策の一環として、生殖補助医療費等の助成を開始し、不妊に悩む夫婦等の経済的な負担を軽減し、若い世代がライフプランとして妊娠・出産を視野に入れ、積極的な治療に取り組むことができる環境を整えている。

今度も引き続き、安心して育児を楽しむことができるよう、市民のニーズにあった事業を展開していきたい。

*** 橿原市こども家庭センターについて ***

「子育て世帯包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持しつつ、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育て家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指し、令和6年度より「橿原市こども家庭センター」を設置している。当センターでは、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有する統括支援員が中心となり、母子保健・児童福祉の職員が、それぞれの専門性を活かし、子育てに関して誰もが抱くような育児不安等への対応や支援、虐待への予防的な介入から、子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、妊産婦やこどもとその家庭に対する一体的支援を実施している。

2. 健康診査

(1) 妊婦健康診査

目的 妊娠の状態を的確に把握し、定期的に妊婦健康診査を受診することにより安全な分娩と健康な児の出生を目的とする。また、少子化対策の一環として妊娠中にかかる経済的負担を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに積極的な妊婦健康診査の受診を図る。

対象 妊娠の届出をした妊婦

実施期間 通年

実施内容 標準的な健診回数分の妊婦健康診査補助券（14回 上限11万円）により助成。

県内委託医療機関以外で受診する妊婦については、償還払いにより助成。

令和4年度からは多胎妊婦の助成を開始している。（75ページに内容掲載）

実施状況

(人)

年度 回数		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
妊婦健康診査	1回目	795	10	739	20	723	19	759	20	738	10
	2回目	795	10	746	15	713	16	736	15	729	9
	3回目	775	13	760	19	699	16	735	14	705	10
	4回目	778	13	741	21	713	18	731	14	704	8
	5回目	775	16	731	19	709	18	750	12	702	9
	6回目	779	16	732	15	720	19	736	18	680	16
	7回目	766	21	734	23	707	19	720	17	686	17
	8回目	745	44	707	46	689	27	706	26	691	23
	9回目	719	55	688	60	644	47	702	38	644	34
	10回目	688	61	667	65	605	51	679	47	603	45
	11回目	621	64	582	60	536	53	637	52	551	43
	12回目	519	49	467	49	431	48	532	45	462	36
	13回目	358	38	298	36	303	33	366	39	310	28
	14回目	187	20	164	16	173	22	176	26	155	14
	小計	9,300	430	8,756	464	8,365	406	8,965	383	8,360	302
合計	9,730		9,220		8,771		9,348		8,662		
妊娠届出数		829		797		754		722		770	

(2) 妊婦歯科健診

目的 歯周疾患の早期発見及び口腔保健意識の向上を図り、妊婦と生まれてくる乳児の健康水準の向上を図る。

対象 妊娠14～27週目頃の妊婦

実施期間 通年

実施内容 妊婦健康診査補助券綴りの1ページ目にある受診券で歯科健診を1回無料で受診可（市内委託医療機関で実施）。

実施状況

⑦妊婦歯科健診結果

(人)

年度	妊娠届出数	健診受診者数	受診率※ (%)	健診結果		
				異常なし	要指導	要精検
R3	829	378	45.6	22	104	252
R4	797	374	46.9	19	127	228
R5	754	369	48.9	39	106	224
R6	722	373	51.7	40	119	214
R7	770	375	48.7	53	118	204

※受診率：妊娠届出数（転入及び令和7年度からは受診券を配布しない流産・死産等を除く）を対象者として算出。

⑧精密検査結果

(人)

年度	要精検者数	精密検査 受診者数	受診率 (%)	受診結果			未受診・ 拒否等
				異常なし	歯周病	歯周病以外	
R3	252	224	88.9	14	165	45	28
R4	228	201	88.2	14	140	47	27
R5	224	206	92.0	17	145	44	18
R6	214	205	95.8	10	155	40	9
R7	204	174	85.3	15	123	36	30

(3) 産婦健康診査

目的 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

対象 出産後2週間前後、出産後1か月前後の産婦

実施期間 通年

実施内容 産婦健康診査受診券（2回、各上限5,000円）により助成。

県内委託医療機関以外で受診する産婦については、償還払いにより助成。

実施状況 (人)

年度 回数	令和7年度		
	県内	県外	小計
1回目	623	33	656
2回目	579	25	604
小計	1,202	58	
合計	1,260		

(4) 1か月児健康診査

目的 早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。

対象 出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児

実施期間 通年

実施内容 1か月児健康診査受診券（1回分、上限6,000円）により保護者に対して助成。

実施状況 (人)

年度	対象 児数	受診 児数	受診率 (%)	結果			
				異常なし	既医療	要経観	要検査
R7	715	604	84.5	541	6	16	41

⑦令和7年度の結果状況 (人)

判定区分	人数	主な内容
既医療	6	歯、口唇裂、口蓋裂、湿疹、皮膚炎、光線療法
要経観	16	体重増加不良、湿疹、血管腫、先天性心疾患、陰嚢水腫、臍ヘルニアなど
要検査	41	開排制限、心雑音、外性器異常など
総 数	63	

(5) 3か月児健康診査

目的	身長・体重・頭囲の測定、医師の診察・相談などを行うことにより、乳児の心身の発達の確認、疾病の早期発見を行うとともに親子関係や育児環境について把握し、必要に応じた適切な指導を行うことで健康の保持・増進を図る。
対象	生後3か月から生後5か月未満の児
実施期間	通年
実施内容	市内委託医療機関における個別診査の方法により実施。 健診の未受診者については、生後5か月頃に電話または手紙で連絡を取り、健診期間が過ぎた場合はすこやか子ども相談等の来所相談を促し、発育・発達の確認を行っている。市内の3か月児健康診査の委託医療機関ではなく、出産された市外の産院で健診を受診されている場合もある。

実施状況

(人)

年度	対象 児数	受診 児数	受診率 (%)	結果						
				異常なし	助言指導	要経観	要精検	要医療	管理中	既治療
R3 ※	855	847	99.1	703	10	37	32	7	28	24
R4 ※	785	770	98.1	658	15	24	24	7	30	12
R5 ※	723	704	97.4	585	12	18	24	15	34	16
R6	744	720	96.8	605	16	11	24	7	35	22
R7	734	711	96.9	564	5	27	25	4	40	46

※新型コロナウイルスの影響により、受診可能期間を延長しており、5か月を過ぎても保護者の希望があれば、受診可能とした。令和5年度は7月25日に医療機関に通知するまでは、5か月を過ぎても保護者の希望があれば受診可能とした。

㊦令和7年度の結果状況

(人)

判定区分	人数	主 な 内 容
助言指導	5	やせ、肥満傾向、ミルク（量）、ミルク（与え方）
要経観	27	体重増加不良、陰嚢水腫、臍ヘルニア、鼠経ヘルニア、頭 など
要精検	25	四肢、臍ヘルニア、開排制限、停留睾丸 など
要医療	4	アトピー性皮膚炎、湿疹
管理中	40	早産、臍ヘルニア、四肢、神経、心室中隔欠損 など
既治療	46	臍ヘルニア、アトピー性皮膚炎、皮膚、白蓋形成不全、貧血 など
総 数	147	

(6) 10か月児健康診査

目的 身長・体重・頭囲の測定、医師の診察・相談などを行うことにより、乳児の心身の発達の確認、疾病の早期発見を行うとともに親子関係や育児環境について把握し、必要に応じた適切な指導を行うことで健康の保持・増進を図る。

対象 生後10か月から1歳未満の児

実施期間 通年

実施内容 市市委託医療機関における個別診査の方法により実施。

健診の未受診者については、1歳頃に電話または手紙で連絡を取り、健診期間が過ぎた場合はすこやか子ども相談等の来所相談を促し、発育・発達を確認を行っている。

実施状況

(人)

年度	対象 児数	受診 児数	受診率 (%)	結果						
				異常なし	助言指導	要経観	要精検	要医療	管理中	既治療
R3 ※	821	795	96.8	675	22	42	14	3	16	23
R4 ※	799	773	96.7	645	27	48	13	1	24	15
R5 ※	758	717	94.6	609	23	43	8	0	17	17
R6	745	714	95.8	608	18	28	9	4	20	27
R7	732	708	96.7	586	25	41	9	1	23	23

※新型コロナウイルスの影響により、受診可能期間を延長しており、1歳を過ぎても保護者の希望があれば、受診可能とした。令和5年度は7月25日に医療機関に通知するまでは、1歳を過ぎても保護者の希望があればとした。

⑦令和7年度の結果状況

(人)

判定区分	人数	主 な 内 容
助言指導	25	食物アレルギー、やせ、予防接種、体重増加 など
要経観	41	運動発達遅延、歯、体重増加不良、低身長、発達 など
要精検	9	運動発達遅延、心雑音、停留睾丸、頭囲大 など
要医療	1	便秘
管理中	23	臍ヘルニア、運動発達遅延、皮膚、食物アレルギー など
既治療	23	アトピー性皮膚炎、湿疹、食物アレルギー、停留睾丸 など
総 数	122	

(7) 1歳6か月児健康診査

目的	幼児初期の身体発育・精神発達の面での指標が得られやすく、また生活習慣の自立に大切なこの時期に健康診査を実施することにより、健康の保持・増進を図る。
対象	1歳6か月から2歳未満の児
実施内容	保健センターで歯科健診および育児相談を受けた後、医療機関で検尿、計測、内科診察を受ける2段階方式 集団健診（保健センター）：年間24回、個別健診（医療機関）：通年 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、健診期間の延長措置を令和5年度末で終了した。

実施状況

(人)

年度		対象児数	受診児数	受診率(%)	実施回数	1回平均受診数	ブックスタート参加児数 ※
R3	集団	813	791	97.3	24	33	790
	個別	791	734	92.8	—	—	—
R4	集団	779	778	99.9	24	32	778
	個別	778	716	92.0	—	—	—
R5	集団	794	779	98.1	24	32	779
	個別	779	731	93.8	—	—	—
R6	集団	738	724	98.1	24	30	724
	個別	724	696	96.1	—	—	—
R7	集団	721	716	99.3	24	30	716
	個別	716	701	97.9	—	—	—

※ ブックスタート事業とは、市立図書館と協同し、赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報・資料を手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる事業（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度より読み聞かせは中止していたが令和7年度より再開）

㊦ 健診結果内訳（集団健診）

(人)

年度	受診児数	異常なし	助言・指導	要経観	要治療・要精検	管理中	既治療
R3	791	125	214	390	1	61	0
R4	778	88	269	374	1	45	1
R5	779	116	318	298	2	44	1
R6	724	99	272	327	0	26	0
R7	716	71	257	330	0	58	0
主な内容			発達 予防接種 保護者 子どもの接し方 卒乳・断乳 痲癩	発達 発語の遅れ 保護者 指さし 落ち着きがない 人見知り強い		発達 四肢 食物アレルギー 発育 アトピー性皮膚炎 循環器・内分泌・代謝	

④健診結果内訳（個別健診）

（人）

年度	受診児数	異常なし	助言・指導	要経観	要精検	他機関紹介	要治療	管理中	既治療
R3	734	520	17	114	25	0	1	31	26
R4	716	509	11	141	20	1	7	23	4
R5	731	532	15	107	26	0	2	29	20
R6	696	503	18	116	26	0	1	17	15
R7	701	488	13	109	23	0	1	31	36
主な内容			食物アレルギー	尿蛋白異常	尿蛋白異常		アトピー性皮膚炎	発達	食物アレルギー
			やせ	発語の遅れ	尿潜血異常			運動発達遅滞	先天性心疾患
			尿蛋白異常	尿潜血異常	運動発達遅滞			早産	アトピー性皮膚炎
			アトピー性皮膚炎	発達	発達			難聴	呼吸器
				言語発達遅滞	停留精巣			循環器・内分泌・代謝	鼠径ヘルニア
			尿ケトン異常	内反足			精神発達遅滞	発達	

⑤尿検査結果状況

（人）

年度	受診児数	実施児数	実施率 (%)	異常 なし (人)	有所見 (人)	結果※（重複有り）				
						蛋白	糖	ウレビリ ノーゲン	ケトン	潜血
R3	734	623	84.9	562	61	29	0	6	5	7
R4	716	606	84.6	531	75	28	2	2	8	17
R5	731	633	86.6	558	74	26	2	3	4	14
R6	696	596	85.6	521	74	32	2	2	4	22
R7	701	603	86.0	527	76	26	0	5	7	14

※検尿の結果については、（＋）以上を記載している。

⑥歯科健診結果状況

（人）

年度	受診児数 (a)	虫歯のある児数	虫歯の有病率 (%)	虫歯の総数 (b)	一人当たり虫歯数 (b/a)	その他の要指導				
						指しやぶり	不正咬合	その他	不詳	計
R3	792	5	0.6	16	0.02	10	0	22	0	32
R4	778	6	0.8	16	0.02	7	0	29	0	36
R5	779	6	0.8	15	0.02	18	41	34	0	93
R6	724	3	0.4	7	0.01	6	23	36	0	65
R7	716	2	0.3	5	0.01	17	26	27	0	70

(8) 3歳6か月児健康診査

目的 幼児期において幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになるこの時期に健康診査を実施することにより、健康の保持・増進を図る。また、受診者のうち希望者にはフッ化物歯面塗布を実施している。

対象 3歳6か月から4歳未満の児

実施内容 保健センターで歯科健診、視聴覚のチェック、育児相談を受けた後、医療機関で検尿、計測、内科診察を受診する2段階方式

集団健診(保健センター)：年間24回、個別健診(医療機関)：通年

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、健診期間の延長措置を令和5年度末で終了した。

実施状況

(人)

年度		対象児数	受診児数	受診率(%)	実施回数	1回平均受診数	フッ化物歯面塗布者数
R3	集団	868	812	93.5	24	34	540
	個別	812	725	89.3	—	—	—
R4	集団	871	850	97.6	24	35	561
	個別	850	738	86.8	—	—	—
R5	集団	794	759	95.6	24	32	441
	個別	759	718	94.6	—	—	—
R6	集団	770	756	98.2	24	32	468
	個別	756	683	90.3	—	—	—
R7	集団	781	772	98.8	24	32	468
	個別	772	689	89.2	—	—	—

⑦健診結果内訳 (集団健診)

(人)

年度	受診児数	異常なし	助言・指導	要経観	要精検	要医療	管理中	既治療
R3	812	158	282	266	0	1	105	0
R4	850	104	323	279	0	1	143	0
R5	759	157	309	186	0	0	106	0
R6	756	108	329	223	0	0	96	0
R7	772	113	320	218	0	0	121	0
主な内容			予防接種 トイレットトレーニング 発達 人見知りが強い 保護者 子どもの接し方	発達 トイレットトレーニング 保護者 癇癇 落ち着きがない 姓名を言う			発達 発語の遅れ 早産 精神発達遅滞 食物アレルギー 循環器、内分泌	

④健診結果内訳（個別健診）

（人）

年度	受診児数	異常なし	助言・指導	要経観	要精検	要医療	管理中	既治療
R3	725	529	14	70	63	0	30	19
R4	738	506	16	80	62	2	50	22
R5	718	505	7	77	63	1	43	22
R6	683	483	17	72	67	1	24	19
R7	689	458	15	80	64	3	47	22
主な内容			尿蛋白異常 やせ 食物アレルギー 体重増加不良 尿潜血異常 低身長	尿蛋白異常 尿潜血異常 発達 低身長 発語の遅れ 泌尿器	乱視 尿蛋白異常 斜視 視力問題あり 低身長 近視	食物アレルギー 皮膚 循環器	発達 低身長 自閉症 乱視 泌尿器 耳	乱視 自閉症 泌尿器 循環器 食物アレルギー 低身長

⑤尿検査結果状況

（人）

年度	受診児数	実施児数	実施率 (%)	異常なし (人)	有所見 (人)	結果※（重複有り）				
						蛋白	糖	ウロビリノーゲン	ケトン	潜血
R3	725	700	96.6	622	78	23	2	8	9	10
R4	738	700	94.9	594	106	27	0	8	7	21
R5	718	661	92.1	568	93	30	0	16	14	16
R6	683	639	93.6	565	73	21	2	9	3	12
R7	689	625	90.7	541	84	27	0	8	4	14

※検尿の結果については、（＋）以上を記載している。

⑥歯科健診結果状況

（人）

年度	受診児数 (a)	虫歯のある児数	虫歯の有病率 (%)	虫歯の総数 (b)	一人当たり虫歯数 (b/a)	その他の要指導		
						不正咬合	口腔軟組織疾患児	その他の異常あり の児数
R3	812	81	10.0	258	0.32	100	32	0
R4	850	87	10.2	247	0.29	142	45	0
R5	759	81	10.7	251	0.33	89	37	32
R6	756	82	10.8	253	0.33	143	64	39
R7	772	86	11.1	288	0.37	99	29	41

⑦屈折検査結果状況

（人）

年度	受診児数	実施児数	実施率 (%)	異常なし (人)	有所見 (人)	結果（重複有り）				
						遠視	近視	乱視	斜視	その他
R5	759	750	98.8	700	50	12	3	28	11	7
R6	756	748	98.9	700	48	5	2	30	13	5
R7	772	765	99.1	715	50	12	4	31	9	4

令和5年度から集団健診時に屈折検査を実施している

3. 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児・乳幼児訪問

目的 病気や家庭環境等が、妊産婦の妊娠・出産などに支障を及ぼす恐れがあるケースや本人の希望により助産師や保健師が訪問し、子育て支援のための適切な指導を行い、異常の早期発見と不安の軽減を図る。

対象 新生児、妊産婦、乳幼児、その他訪問を必要とする者であり、妊娠届出書や出生連絡票、産後1か月時の電話での状況確認等により対象を把握。

実施期間 通年

実施状況 (延件数)

年度	対象	妊婦	産婦	新生児	乳児	幼児と学童	母親 (産婦以外)	その他	計
R3		10	583	437	120	54	18	28	1,250
	助産師会委託(再)	1	304	304					609
R4		5	538	58	458 ※	43	12	36	1,150
	助産師会委託(再)	0	43		43				86
R5		9	491	12	457	92	36	65	1,162
R6		13	536	17	495	86	40	52	1,239
R7		27	531	16	485	84	37	43	1,223

※ 令和4年度より、児が生後28日未満の訪問を新生児訪問、28日以降の訪問を乳児訪問として計上。

(2) 未熟児養育医療訪問

目的 早期産や低出生体重児などで出生した未熟児に対し、医療機関等関係機関と連携をとりながら、保健師及び助産師が訪問し、疾病予防及び家庭環境等について適切な指導を行い、育児不安の軽減を図る。

対象 未熟な状態で生まれた児

実施期間 通年

実施状況

⑦年度毎出生者に対する訪問実施状況 (件数)

年度	申請数	訪問数	再訪問 ※1
R3	51	44	1
R4	27	25	1
R5	42	41	1
R6	37	29	0
R7	36	29	1

※1 再訪問は、こんにちは赤ちゃん訪問等を含んでいる。

⑧令和7年度の対象者内訳 (入院中の2人を除く)

(人)

出生時体重		500g未満	500g～ 1,000g未満	1,000g～ 1,500g未満	1,500g～ 2,000g未満	2,000g～ 2,500g未満	2,500g 以上	合計
在宅での 医療的処置	なし	1	1	5	9	8	7	31
	あり	0	1	0	0	1	1	3
	計	1	2	5	9	9	8	34

(3) こんにちは赤ちゃん訪問

目的 全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、適切なサービス提供に結び付ける。

対象 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭

実施期間 通年

実施状況 《年度毎出生者に対する訪問実施状況（翌年4月～7月の訪問実施分を含む）》 (人)

年度	対象者	訪問実施	新生児訪問等 (再)	未訪問 ※1	未訪問内訳 (再)			
					拒否	市外在住	入院中	その他
R3	845	798	572	47	1	2(内 海外0)	3	41
R4	783	749	520	34	1	3(内 海外0)	0	30
R5	713	702	453	11	0	0(内 海外0)	0	10
R6	736	723	521	13	0	10(内 海外0)	0	3
R7	725	682	482	43	0	9(内 海外0)	1	33

※1 未訪問者に対しては、健診や予防接種等の受診状況を確認し、必要な相談、教室につないでいる。

(4) 母子保健推進員

目的 市が実施する養成講座を修了した者を母子保健推進員として認定し、地域に密着した推進員活動を通して、地域の育児力の向上を図る。

対象 母子保健推進員養成講座を修了した者

実施状況 主な活動はこんにちは赤ちゃん訪問であり、毎月開催している定例会で訪問結果の共有を行っている。また、定期的な研修会も開催している。
令和元年度3月から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため母子保健推進員による訪問を中止していたが、令和5年度から訪問を再開した（2人1組での訪問を実施）。

⑦推進員数の推移（年度末時点） (人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
会員数	29	17	17	13	14

④こんにちは赤ちゃん訪問件数 (人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
訪問件数	-	-	28	35	34

(5) 母子保健推進員養成講座

目的 母子保健推進員として活動できる者を養成する。

対象 70歳未満の子育て経験のある女性で、母子保健の推進に熱意のある者

実施期間 年間1コース（講座4回、見学2回）

実施状況 修了後に母子保健推進員として認定、訪問実習後に訪問指導員として認定している。

年度	回数	受講者実数	母子保健推進員数	訪問指導員数
R3	中止	—	—	—
R4	中止	—	—	—
R5	中止	—	—	—
R6	1	1	—	—
R7	6	3	3	3

4. 教室

(1) 両親学級

目的 妊娠中に育児体験をすることで、夫婦で生み育てることができる意識、動機づけをする。

対象 近く父親・母親になられる方

実施回数 年間12回（金・土曜日に開催）＊令和6年11月より金曜日開催開始

実施状況

年度	実施回数	受講 延人数(人)	1回当たり 平均受講者数(人)	実施内容
R3	6	206	34	沐浴実習・おむつ交換体験
R4	6	214	36	
R5	6	202	34	沐浴実習・おむつ交換体験・妊婦体験
R6	9	240	27	
R7	12	270	23	

(2) 離乳食教室

目的 離乳開始のこの時期に離乳食に対する基本を学び、悩みや不安を解消し、スムーズに離乳食がすすめられるようにする。

対象 4か月ごろの乳児の保護者

実施回数 年間12回

実施状況

年度	実施回数	受講 延人数(人)	1回当たり 平均受講者数(人)	実施内容
R3	13	166	13	離乳食の進め方の講話 （実物の離乳食を使って説明）
R4	13	140	11	
R5	13	137	11	離乳食の進め方の講話 つぶし粥体験等
R6	12	158	13	
R7	12	152	13	

5. 相談

(1) 妊娠の届出（母子健康手帳の交付）

目的	母子健康手帳を発行し、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が一元管理されることで妊産婦や子どもの健康管理に役立ててもらう。
対象	妊娠した者
実施期間	通年
実施状況	妊娠届出時（新規・転入）に必ず保健師または助産師が面談を実施し、各種健診・教室等の案内や相談等も併せて行っている。 令和5年2月から、出産・子育て応援交付金事業を開始し、令和7年度からは妊婦のための支援給付金事業に移行し、妊娠届出時の妊婦本人との面談を、妊婦等包括相談支援事業の一環として実施している。

(人)

年度	妊娠届出数	内訳（再掲）		母子健康手帳 発行数 ※1
		新規届出	転入	
R3	901	829	72	837
R4	848	797	51	811
R5	817	754	63	763
R6	780	722	58	731
R7	836	※2 784	52	797

※1 再発行（紛失等）や多胎妊娠等への発行を含む。

※2 令和7年度は、新規届出に中絶・流産後の届出者14人を含む。

(2) セルフプラン・支援プランの策定

目的	妊娠届出時（新規・転入）に、リスクアセスメント項目に基づき支援の必要性を判定し、対象者の個々の状況やニーズに合った妊娠期からの切れ目ない支援を提供する。
対象	妊娠した者
実施期間	通年
実施状況	かしはらママプラン・かしはら子育てプランを用いて面談を実施し、対象者に必要な保健指導や情報提供を行う。 リスクアセスメント1項目以上該当：サポートプラン、0項目該当：ケアプランとし、内容により地区担当保健師が対応。

(人)

年度	妊娠届出数 (転入者含む)	子育てケア プラン	サポートプラン	
			リスク1項目	リスク2項目以上
R3	901	643	177	81
R4	848	611	153	84
R5	817	556	189	72
R6	780	545	166	69
R7	836	515	186	135

(3) 妊娠5か月時の電話支援

目的	妊娠中や産後早期の支援の必要性を確認し、必要な支援につなげる。
対象	妊娠5か月頃の妊婦
実施期間	通年
実施状況	妊娠5か月頃に助産師により電話にて体調の確認、産後の支援者の有無の確認、各種教室の勧奨等を行い、必要に応じて地区担当保健師による継続支援を開始する。 令和4年度の対象者について、令和5年1月の対象者より妊娠8か月アンケートへ移行しているため、前年度より少ない。

(人)

年度	対象者 ※1	連絡済	異常なし		
			異常なし	要支援	流産
R3	631	592	578	0	14
R4	481 ※2	462	439	0	23

※1 対象者：妊娠届出者から地区担当保健師により継続支援中・事前に流産を把握・転出を除いた数

※2 令和4年度は、令和4年4月～12月対象者分

(4) 妊娠8か月時アンケート

目的	妊娠中に母体の状況や産後のサポート等について把握することで、安心して出産を迎えることができるよう情報提供を実施したり、産後の早期支援につなげる。
対象	妊娠8か月頃の妊婦
実施期間	通年
実施状況	令和5年度より開始。妊娠6か月ごろにアンケートを送付。アンケート回答内容から、情報提供が必要な人へは助産師または保健師が連絡。妊娠中に訪問や面談を希望する人や支援が必要な人は地区担当保健師へつなぐ。妊娠8か月までに返信がない場合は電話で聞き取りを行う。

(人)

年度	送付者	ロゴフォーム・郵送で回答		電話で聞き取り		不通等 ※
		異常なし	要支援	異常なし	要支援	
R5	713	415	79	155	19	45
R6	708	410	113	124	18	43
R7	722	383	173	64	53	49

※電話での連絡がつかない人やアンケートを送付後転出・流産・出産などした方の数。

電話で連絡がつかない人には文書を送付している。

(5) 産後1か月時の母子の状況把握と支援

目的	出産後早期の母子の健康や育児の状況、育児支援者の有無等を把握し、必要に応じて早期の支援を開始する。
対象	産後1か月頃の母子
実施期間	通年
実施状況	産後1か月以内に電話等で状況を聞き取り、保健指導を実施している。また、リスクを把握した時点で地区担当保健師の介入を開始している。

(人)

年度	対象者	連絡済				転出 ※
			異常なし	支援開始	継続支援	
R3	867	864	536	40	288	3
R4	789	770	494	70	206	1
R5	718	693	481	42	170	0
R6	734	730	479	37	214	3
R7	716	716	458	8	250	0

※転出以外の理由で連絡が取れなかった方に対し、訪問員が連絡して訪問する、または地区担当保健師が継続的に関わるなど、早期に現状確認をしている。

(6) すこやか子ども相談

目的	乳幼児の健全な心身の発育・発達をもたらすために、子育てについて個人差を踏まえた支援を行い、子育て・親育ちを図る。
対象	新生児、妊産婦、乳幼児、その他支援を必要とする者であり、来所にて相談や計測を希望する者
実施回数	年間24回
実施内容	相談内容に応じて保健師、管理栄養士、心理相談員、助産師による個別相談を実施する。身体計測のみの利用も可。
実施状況	令和7年度の保健相談のうち59.2%は乳児で、次いで1歳代が24.6%を占めている。栄養相談は、乳児66.7%、次いで1歳代28.0%であった。心理相談については、2歳代37.5%、次いで1歳代31.3%であった。妊産婦相談においては、乳児98.7%、次いで1歳代・2歳代が1.28%であった。

⑦相談件数

(人)

年度 種別	R3		R4		R5		R6		R7	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
保健相談	142	241	154	259	157	285	156	253	173	309
栄養相談	70	89	57	80	56	63	49	72	69	93
心理相談	113	114	103	106	93	97	52	53	46	48
妊産婦相談	54	73	51	78	53	73	51	75	47	78
計	379	517	365	523	359	518	308	453	335	528

④令和7年度 相談内訳

(人)

保健相談内容		延人数
発育	発育（全般）	15
	体重増加不良	9
	低身長	0
発達等	発達	2
	支えなしで座る	3
	はいはい	8
	つかまり立ち	4
	その他	23
	上手に歩けない	3
	つたい歩き	0
	発語の遅れ	0
生活習慣	睡眠	17
	遊び	7
	ブラッシング	4
	生活リズム	5
	排泄	0
食事	母乳・ミルク	16
	食事の進め方	9
	離乳食	7
	アレルギー	0
	水分補給	1
	その他	4
症状／疾患	発熱	0
	感染症	0
	皮膚	0
	吐き戻し	0
	便秘	1
	その他	5
保護者	保護者	35
	育児不安	6
	家族間人間関係	3
	子どもの接し方	17
計測		0
育児全般		13
予防接種		0
計		217

(人)

栄養相談内容		延人数
食 事	すすめ方	51
	離乳食	26
	間食	9
	作り方	5
	むら食い	0
	少食	0
	偏食	4
	過食	2
	その他	9
母乳・ミルク		7
アレルギー		4
体重増加不良		1
便秘		1
その他		5
計		124

(人)

心理相談内容		延人数
発達等	自閉傾向	0
	その他	30
情緒	性格	こだわりが強い 0 癇癪 1
	行動	落ち着きがない 2
言語	発語の遅れ	8
	発語理解の遅れ	3
家族外人間関係		0
その他		0
計		44

(人)

妊産婦相談内容		延人数
母乳・ミルク		67
遊ばせ方		23
体重増加不良		8
育児全般		5
育児不安		12
離乳食		9
保護者		0
家族間人間関係		3
精神的変調		2
乳房の手当て		4
分娩不安の除去		0
その他		9
計		142

(7) 6～7か月児健康相談

目的 子ども1人1人の発達の様子や離乳食の進み具合等を確認し、保護者の育児不安の軽減に努め、社会孤立を予防し育児力を高める。

対象 6～7か月児とその保護者

実施回数 年間24回

実施状況 利用率は令和6年度は82.2%、令和7年度は80.3%であり、低下している。

年度	実施回数	利用延人数	1回当たりの平均利用者数	実施内容
R3	24	617	26	身体計測、問診、個別相談
R4	24	640	27	
R5	24	634	26	
R6	24	597	25	
R7	24	569	24	

(8) 歯っぴー相談

目的 虫歯予防の意識を高め、虫歯を防ぐための正しい知識を提供する。

対象 1歳6か月児健診で歯科医師が歯科医療機関の受診を勧めたが受診をすることができていない児、1歳6か月児健診時に、虫歯を防ぐための食生活や生活習慣に注意が必要であった児（2歳頃の児）

実施回数 年間24回

実施状況 3歳6か月児健診に合わせて実施している。

(人)

年度	受診児数 (a)	虫歯のある児数	虫歯の有病率 (%)	虫歯の総数 (b)	1人当たり虫歯数 (b/a)	その他の要指導				
						指しやぶり	不正咬合	その他	不詳	計
R6	21	0	0	0	0	0	5	0	0	5
R7	22	1	4.5	2	0.09	9	1	1	0	11

6. 子育て支援事業

(1) ママヘルプサービス

目的

産後支援者が少なく、産後の身体的及び精神的負担が増すことにより育児が困難になるおそれがあると認められる産婦に対し、家事を援助することにより、産婦の身体的及び精神的負担を減らし、新生児の健やかな成長を促進する。

対象

出産の日から起算して6か月を経過するまでの産婦で、産後支援者が少ない者

実施回数

8回まで利用可能（1回：1時間以内で、多胎の場合16回まで）

実施状況

利用対象者の家庭における児に触れる作業を除く、洗濯、掃除、食事調理、買い物及び沐浴の準備等軽度の家事支援

年度	利用者実人数(人)	利用回数
R3	19	117
R4	19	118
R5	18	184

うち、多胎1人 4回含む

うち、多胎2人 17回含む

(2) 子育て世帯訪問支援事業

目的

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問支援員が居宅を訪問し、利用者が抱える悩み等を傾聴し家事、育児・養育支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

対象

- ①妊娠中で、安静が必要な方など
- ②生後6か月までの子どもを養育中で、家事・育児に対して不安や負担を抱えている家庭（令和5年度まで実施していたママヘルプサービスの対象者）
- ③生後7か月から18歳未満の子どもを養育中で、家事・育児に対して不安や負担を抱えている家庭
- ④ヤングケアラー等がいる家庭

実施時間

- ①10時間まで
- ②③それぞれ10時間（多胎や市が認めた場合はさらに10時間）
- ④市で検討

実施状況

利用対象者の居宅において、調理・掃除・洗濯などの家事支援、見守り・送迎などの育児・養育支援

年度	利用者実人数(人)	利用回数	家事支援		育児支援	
			実人数	利用時間	実人数	利用時間
R6	37	318	37	379	—	—
R7	63	474	60	538	14	107

(3) 産後ケア事業

目的	産後に、心身の不調や育児不安等を抱える母親及び養育者とその子を対象に、母親及び養育者の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。
対象	産後ケアを必要とする出産日から起算して1年未満の母子
実施回数	サービスの種類を問わず1回の出産あたり5回
実施内容	助産師による育児相談や乳房ケアを含む母親及び養育者の心身のケアを実施。自宅でケアが受けられる居宅訪問型、医療機関等の施設でケアが受けられる通所型2時間・通所型8時間、短期入所型の4種類あり、18事業者（うち短期入所型10事業者）で利用可。 （令和8年3月31日時点）

実施状況

年度	申請者数(人)	利用実人数(人)	利用延回数	
			通所型	居宅訪問型
R5 ※	72	47	3	138
R6	333	173	109	424

※ 7月12日から事業開始

年度	申請者数(人)	利用実人数(人)	利用延回数			
			居宅訪問型	通所型 (2時間)	通所型 (8時間)	短期入所型
R7	476	461	215	97	465	50

Ⅲ 成人保健事業

[成人保健事業]

1. 概要

我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩により、世界有数の水準に達している。しかし、急速な高齢化とともに、がん、心臓病、高血圧症、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の生活習慣病の増加も深刻な問題になると予測される。

このような状況を踏まえ、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、QOL（生活の質）の向上をめざし、健康増進、疾病予防等の一次予防に重点を置き、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策や、がん対策の推進が重要である。

国は「健康日本 21（第三次）」を策定し、令和 6 年度から「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに取り組みを進めているが、橿原市においても、令和 6 年 3 月に「健康かしはら 21（第 3 次）計画」を策定し、令和 6 年度から取組を行っている。

橿原市の死因順位が高い悪性新生物や早期からの生活習慣病予防として、がん対策、減塩対策に重点的に取り組むとともに、「健康かしはら 21（第 3 次）計画」から新たに追加した分野「働き世代の健康支援」にも重点的に取り組みを進める中で、令和 6 年度より市内企業への健康づくり支援として健康教室の実施や包括連携協定を結んでいる保険会社からの健康づくり啓発（がん検診受診啓発ちらしの配布等）や企業に出向いての健康教室を開始、生活習慣病が重症化する前の世代へのアプローチをすすめている。

また、引続き健康づくりに関する普及啓発を推進するため、市ホームページ等での啓発記事の配信（食推レシピ、運動情報）を継続して実施している。

2. 健康手帳の交付

目的	健康診査時の記録、その他健康保持のために必要な事項を記入し、自らの健康管理に役立てる。
対象	40歳以上
実施期間	通年
交付方法	事業等で交付しているほか、市ホームページからのダウンロードも可能であり、周知をすすめている。

交付状況（窓口交付数）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
40歳以上74歳以下	17	35	15	22	37
75歳以上	6	11	1	5	18
計	23	46	16	27	55

3. 健康教育

目的	生活習慣病の予防や健康増進など健康に関する正しい知識を高め、壮年期からの健康の保持増進に役立てる。
対象	40歳～64歳
実施状況	令和4年度より、歯科保健分野の講座として「健康はお口の中からはじめよう」というタイトルでの出前講座を開始した。 「今日からはじめるウォーキング講座」では、健康運動指導士による講話（生活習慣病と運動について等）、運動普及推進員とのウォーキングを実施している。 健康かしはら21（第3次）計画における8つの取組分野では、1. 栄養・食生活、2. 運動・身体活動、3. 歯の健康 についての健康教育を実施している。

集団健康教育の実施状況

年度 種別	R3		R4		R5		R6		R7	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
歯周疾患健康教育	0	0	2	27	3	41	1	6	1	6
ロコモティブシンドローム （運動器症候群）健康教育	4	52	7	51	7	44	7	46	7	90
（内）今日からはじめる ウォーキング講座	3	29	3	23	3	24	3	23	3	37
一般健康教育	11	153	15	163	13	112	15	164	18	303
計	15	205	24	241	23	197	23	216	26	399

4. 健康相談

(1) 健康相談

目的 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。

対象 40歳～64歳

実施期間 通年

実施状況 保健師・管理栄養士等のスタッフで、多角的な方面から相談を実施している。
生活習慣等個人の状況に応じた内容で随時対応の電話相談中心に個別指導を行っている。
令和7年度は、電話相談が全年齢で計16件であった。

種別 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	実施回数	被指導延人数	実施回数	被指導延人数	実施回数	被指導延人数	実施回数	被指導延人数	実施回数	被指導延人数
重点健康相談（糖尿病）	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
総合健康相談	1	1	1	1	3	3	9	18	4	4
計	1	1	2	2	3	3	9	18	4	4

(2) 橿原市国民健康保険特定保健指導

令和6年度より第4期特定健康診査等実施計画が始まり、成果を重視した特定保健指導の評価体系（アウトカム評価）が導入された。

目的 内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善する為に保健指導を行うことにより、健康的な生活の維持が出来るようになり、糖尿病等の生活習慣病を予防する。

対象 橿原市国民健康保険加入者で特定健康診査の結果、判定基準により対象となる者

実施期間 通年

実施状況 直営（健康増進課）と委託により保健指導を実施している。
令和7年度より、平日夜間や休日でも保健指導実施に対応できる業者へ新たに委託し実施率向上に向けた取り組みを強化した。
法定報告上の特定保健指導対象者は392名、初回面談終了者31名、支援終了者19名であった（令和8年5月末時点）。

種別 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
動機付け支援	59	34	41	44	45
積極的支援	13	4	12	※ 3	※ 9

※うち、アウトカム評価（腹囲2cm・体重2kg減）での終了者は2名

利用勧奨実施状況

年度	R6	R7
特定保健指導利用対象者	512	429
（内）75歳到達者等 ※	80	52
架電者	432	377
電話勧奨実施数	270	208
率（％）	62.5	55.2
手紙送付数（電話が繋がらなかった者）	162	169

※ 法定報告対象外となる年度内75歳到達者や、過去に利用勧奨の電話拒否者は除外
特定保健指導未利用理由として、自分で取り組む、拒否、服薬開始のため対象外が上位にあがった。

5. 健康診査

健康かしはら21（第3次）計画では、取組分野5. 健康チェックにて「年1回、健康チェックを受けよう」を目標とし、受診率の向上を位置づけている。

（1）生活習慣病健診

目的 生活習慣病予防に着目した健康診査を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させる。

対象 特定健康診査の対象とならない40歳以上の者
ただし、糖尿病等の生活習慣病で医療機関に受診している者等を除く

実施期間 5月1日から2月末日

実施状況 受診者は6人で、保健指導の対象となる者は1人だった。

年度	受診者数	結果					保健指導対象者数		利用 実人数
		異常なし	要観察	要指導	治療中※	要医療	動機付け 支援	積極的 支援	
R3	9	2	0	3	0	4	2	3	0
R4	8	1	2	1	0	4	1	3	0
R5	8	0	2	2	2	2	1	2	0
R6	5	0	2	1	2	0	0	0	0
R7	6	2	1	1	0	2	0	1	0

※ 高血圧・糖尿病・脂質異常症の3疾患以外で治療中の者

(2) 肝炎ウイルス検査

目的 肝がんの予防及び肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させる。

実施期間 5月1日から2月末日

対象 40歳以上の者で、過去に市の肝炎ウイルス検査受診歴のない者

実施状況

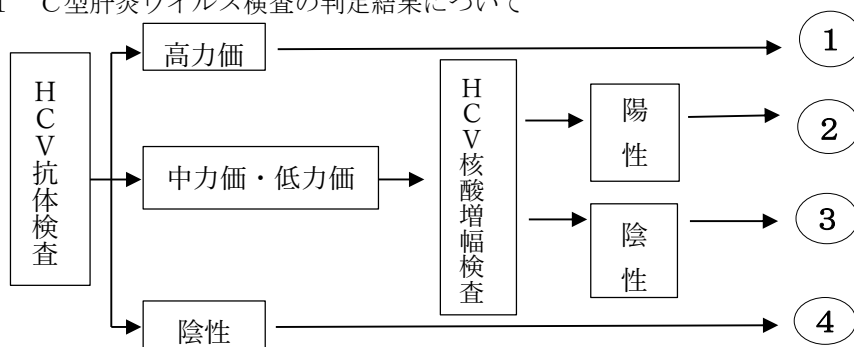
⑦ B型肝炎ウイルス検査

判定 年齢	判定						合計
	陰性		陽性		計		
	男	女	男	女	男	女	
40	12	9	0	0	12	9	21
41～44	10	22	0	0	10	22	32
45～49	21	21	0	0	21	21	42
50～54	25	25	0	0	25	25	50
55～59	23	24	0	0	23	24	47
60～64	35	34	0	1	35	35	70
65～69	55	37	0	0	55	37	92
70～	201	193	0	0	201	193	394
計	382	365	0	1	382	366	748
合計	747		1		748		748

⑧ C型肝炎ウイルス検査

判定 年齢	判定 ※1										合計
	現在感染している可能性が高い				現在感染している可能性が低い				計		
	①		②		③		④				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
40	0	0	0	0	0	0	12	9	12	9	21
41～44	0	0	0	0	0	0	10	22	10	22	32
45～49	0	0	0	0	0	0	21	21	21	21	42
50～54	0	0	0	0	0	0	25	25	25	25	50
55～59	0	0	0	0	0	0	23	24	23	24	47
60～64	0	0	0	0	0	0	35	35	35	35	70
65～69	0	0	0	0	0	0	55	37	55	37	92
70～	0	0	0	0	4	3	197	190	201	193	394
計	0	0	0	0	4	3	378	363	382	366	748
合計	0		0		7		741		748		748

※1 C型肝炎ウイルス検査の判定結果について



①・②：現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い

③・④：現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い

(3) がん検診

目的 医療機関による個別検診を実施し、がんを早期発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を減らす。

実施期間 5月1日から2月末日

実施状況 4月末に受診券（ハガキ）を全対象者に個別通知している。

《対象者について》

令和4年度以前の対象者は下記のとおり抽出していたが、令和5年度から対象者を全住民に見直した。

令和4年度以前の対象者の算出方法（総務省統計「国勢調査報告」参照 国勢調査は5年毎更新）

40歳以上の市町村人口 － 40歳以上の就業者数 ＋ 農林水産業従事者

1) 胃がん検診

対象 40歳以上の者（内視鏡検査は50歳以上の者）

実施状況

がんであった者は4人（X線：0人、内視鏡：4人）、うち早期がんは3人、進行がんは0人、深達度不明は1人であった。がん疑いは3人であった。

㊦検診受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率（％）※
R3	38,986	3,284	9.8
R4	38,986	3,191	9.6
R5	75,484	3,002	4.9
R6	75,560	2,828	4.7
R7	75,398	2,653	4.5

※ 受診率の算出方法

$$\frac{\text{前年度の} \quad \text{当年度の} \quad \text{当年度の}}{\text{内視鏡受診者数} + \text{内視鏡受診者数} + \text{X線受診者数}} \times 100$$

対象者数

㊦検診結果状況（X線検査）

年度	受診者数	異常なし	軽度異常		要精検	読影不能	消化管外病変
			2 a ※1	2 b ※1			
R3	2,726	1,133	493	938	111	51	0
R4	2,534	1,094	438	852	97	52	1
R5	2,263	918	420	788	83	53	1
R6	2,105	895	390	720	74	26	0
R7	1,859	803	349	629	64	12	2

※1 軽度異常：2 a（精密検査不要）、2 b（要経過観察）

㊦検診結果状況（内視鏡検査）

年度	受診者数	精検不要 (右記以外の者)	要精検	
			(再掲)	判定困難
R3	558	473	85	0
R4	657	556	101	0
R5	739	728	11	1
R6	723	621	102	0
R7	794	674	120	1

㊦精密検査実施状況

年度	要精検者 ※2		精検受診者		結果 ※3					
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	胃がん(疑含む)	胃がん以外の悪性腫瘍	胃腺腫	悪性以外の疾患	胃以外の悪性病変
R3	196	6.0	158	80.6	54	11	8	1	83	1
R4	198	6.2	177	89.4	68	9	3	0	92	5
R5	94	3.1	77	81.9	19	7	1	3	47	1
R6	176	6.2	162	92.0	59	12	2	3	83	3
R7	184	6.9	176	95.7	76	7	1	2	88	2

※2 内視鏡検診の判定困難は要精検に含んでいる。

※3 1次検診がX線検査と内視鏡検査の選択式となっており、精検結果はその合計を表示している。

㊧年齢別受診状況

年度 年齢	対象者数	R3				R4				対象者数	R5			
		男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	4,587	94	218	312	6.8	85	201	286	6.2	16,114	76	167	243	1.5
50～59	4,022	123	234	357	10.3	141	240	381	10.7	17,352	139	222	361	2.5
60～69	10,263	236	397	633	7.1	256	356	612	6.8	13,775	253	352	605	5.1
70～	20,114	1,036	946	1,982	11.7	1,026	886	1,912	11.6	28,243	923	870	1,793	8.1
計	38,986	1,489	1,795	3,284	9.8	1,508	1,683	3,191	9.6	75,484	82,912	83,018	84,235	4.9

年度 年齢	対象者数	R6				対象者数	R7			
		男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	15,506	64	138	202	1.3	14,911	63	120	183	1.2
50～59	17,809	139	228	367	2.5	17,976	117	201	318	2.3
60～69	13,696	224	317	541	4.8	13,884	217	292	509	4.6
70～	28,549	904	814	1,718	7.9	28,627	833	810	1,643	7.5
計	75,560	82,284	82,376	83,532	4.7	75,398	1,230	1,423	2,653	4.5

2) 子宮頸がん検診

対象

20歳以上の女性（2年に1回）

実施状況

令和4年度より、症状出現後の受診でも早期発見が可能であるという国の指針により、子宮体がん検診を廃止した。
がんであった者はいなかった。

⑦検診受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率（％） ※2	異常なし	一次検診結果 ※1											
					頸部 ※3										体部	
					ベセスダ分類										疑陽性	陽性
					ASC-US	ASC-H	L-SIL	H-SIL	SCC	AGC	AIS	Adenoca	Other	判定不能		
R3	30,388	2,512	17.4	2,462	19	6	11	4	1	2	0	2	0	0	0	1
R4	30,388	3,010	18.2	2,965	10	8	9	8	3	2	0	0	1	4		
R5	53,223	2,806	10.9	2,759	25	2	7	3	2	1	0	1	0	6		
R6	53,075	2,890	10.7	2,860	19	0	8	0	0	1	0	0	0	2		
R7	52,965	2,776	10.7	2,739	20	6	4	4	1	2	0	0	0	0		

※1 体部が疑陽性・陽性のものは、体部の結果を優先し記載している

※2 受診率の算出方法

$$\frac{\text{前年度受診者数} + \text{当年度受診者数} - \text{2年連続受診者数}}{\text{対象者数}} \times 100$$

※3 子宮頸部の判定分類について

ベセスダ分類は国際的基準となっており、クラス分類だけでなく細胞がどのような状態なのかを推定病変の分類法でより分かりやすく報告することができるものである。

ベセスダ分類	ASC-US		ASC-H		L-SIL	H-SIL			SCC	AGC	AIS	Adenoca	Other
日母分類	II	IIIa	IIIa	IIIb	IIIa	IIIa	IIIb	IV	V	III	IV	V	V

⑧無料クーポン券利用状況（対象者：年度内21歳になる者）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者(人)	594	554	629	601	580
利用者(人)	31	28	29	39	21
利用率(%)	5.2	5.1	4.6	6.5	3.6

㊦精密検査実施状況

㊦－１．子宮頸部

年度	要精検者		精検受診者		結果								
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	又はがん疑い ※ ₁ 未確定	CIN3 または AIS	CIN2	CIN1	腺異形成	がん・異形成 以外の疾患	その他
R3	45	1.8	40	88.9	10	※ ₂ 3	13	5	3	6	0	0	0
R4	45	1.5	31	68.9	3	1	6	4	5	7	0	0	※ ₂ 5
R5	41	1.5	35	85.4	5	3	5	2	6	12	0	0	1
R6	27	0.9	23	85.2	4	0	0	0	2	13	0	0	4
R7	37	1.3	34	91.9	3	0	2	4	4	13	0	1	7

※₁ コルポ診未実施の者、またはコルポ・組織診にて異常を認めないが精密検査としてHPV検査や細胞診にて異常が検出された者を含む)

※₂ 子宮体がん1人含む

㊦－２．子宮体部

年度	要精検者		精検受診者		結果				
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	がん疑い	がん以外の疾患	その他
R3	1	0.1	1	100.0	0	1	0	0	0

㊦年齢別受診状況

年度 年齢	対象者数	R3			R4		対象者数	R5	
		頸部	体部 (再掲)	受診率 (%)	頸部	受診率 (%)		頸部	受診率 (%)
20～29	2,503	171	9	17.6	305	18.9	6,122	267	9.3
30～39	3,032	353	46	30.3	617	32.0	6,281	486	17.6
40～49	3,277	650	293	39.7	701	41.2	8,286	625	16.0
50～59	2,981	565	289	37.9	554	37.5	8,966	590	12.8
60～69	6,571	378	117	11.5	417	12.1	7,376	396	11.0
70～	12,024	395	100	6.6	416	6.7	16,192	442	5.3
計	30,388	2,512	854	17.4	3,010	18.2	53,223	2,806	10.9

年度 年齢	対象者数	R6		対象者数	R7	
		頸部	受診率 (%)		頸部	受診率 (%)
20～29	6,034	287	9.1	5,993	225	8.5
30～39	6,180	532	16.5	6,135	439	15.8
40～49	7,943	594	15.3	7,645	607	15.7
50～59	9,176	632	13.3	9,262	620	13.5
60～69	7,317	438	11.4	7,399	442	11.9
70～	16,425	407	5.2	16,531	443	5.1
計	53,075	2,890	10.7	52,965	2,776	10.7

3) 乳がん検診

対象 40歳以上の女性（2年に1回）
 実施状況 令和4年度より、国の指針にもとづき、50歳以上を1方向とした。
 がんであった者は4人、がん疑いは7人であった。

㊦検診受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率 (%) ※1	結果	
				要精検	精検不要
R3	24,853	2,181	15.9	133	2,048
R4	24,853	2,074	17.1	174	1,900
R5	40,820	2,160	10.3	169	1,991
R6	40,861	1,954	10.0	149	1,805
R7	40,837	2,027	9.7	103	1,924

※1 受診率の算出方法

$$\frac{\text{前年度受診者数} + \text{当年度受診者数} - \text{2年連続受診者数}}{\text{対象者数}} \times 100$$

㊧無料クーポン券利用状況（対象者：年度内41歳になる者）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者(人)	748	686	701	658	629
利用者(人)	162	134	129	104	87
利用率(%)	21.7	19.5	18.4	15.8	13.8

㊨精密検査実施状況

年度	要精検者		精検受診者		結果				
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	がん疑い	乳腺症	その他
R3	133	6.1	130	97.7	57	7	10	32	24
R4	174	8.4	151	86.8	56	9	10	39	37
R5	169	7.8	154	91.1	83	1	10	21	39
R6	149	7.6	121	81.2	41	13	5	27	35
R7	103	5.1	94	91.3	39	4	7	15	29

㊩年齢別受診状況

年度 年齢	対象 者数	R3		R4		対象 者数	R5	
		人数	(%)	人数	(%)		人数	(%)
40～49	3,277	548	33.0	596	34.4	8,286	515	13.0
50～59	2,981	491	30.0	476	32.4	8,966	465	10.5
60～69	6,571	465	12.5	443	13.8	7,376	493	12.7
70～	12,024	677	9.7	559	10.3	12,024	687	7.7
計	24,853	2,181	15.9	2,074	17.1	36,652	2,160	10.3

年度 年齢	対象 者数	R6		対象 者数	R7	
		人数	(%)		人数	(%)
40～49	7,943	486	12.4	7,645	422	11.7
50～59	9,176	481	10.3	9,262	451	10.1
60～69	7,317	427	12.6	7,399	480	12.3
70～	16,425	560	7.6	16,531	674	7.5
計	40,861	1,954	10.0	40,837	2,027	9.7

4) 肺がん検診

対象 40歳以上の者

実施状況

「肺がん疑いで要精検」208人の内、がんであった者は5人、がん疑いは9人であった。また、「肺がん以外の疾患で要精検」163人の内、がんの発見は0人、がん疑いは3人であった。

⑦検診受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果			
				異常なし	要経観	要精検	
						肺がん以外	肺がん疑い
R3	38,986	8,580	22.0	5,694	2,591	125	170
R4	38,986	8,362	21.4	5,461	2,544	168	189
R5	75,484	8,591	11.4	5,572	2,658	141	219
R6	75,560	8,695	11.5	5,573	2,704	180	238 ※1
R7	75,398	8,606	11.4	5,534	2,700	163	208

※1 R6年度A判定（読影不能）1人あり

⑧精密検査実施状況（肺がん疑い）

年度	要精検者		精検受診者		結果			
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	がん疑い	その他
R3	170	2.0	149	87.6	54	3	9	※2 83
R4	189	2.3	165	87.3	56	2	12	95
R5	219	2.6	196	89.5	79	5	20	67
R6	238	2.7	211	88.7	81	4	10	116
R7	208	2.4	187	89.9	82	5	9	91

※2 うち3人は肺がん（他臓器からの転移）

⑨年齢別受診状況

年度 年齢	対象者数	R3				R4				対象者数	R5			
		男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	4,587	182	348	530	11.6	156	346	502	10.9	8,286	148	327	475	2.9
50～59	4,022	229	428	657	16.3	261	463	724	18.0	8,966	261	466	727	4.2
60～69	10,263	568	1,041	1,609	15.7	570	978	1,548	15.1	7,376	564	934	1,498	10.9
70～	20,114	2,520	3,264	5,784	28.8	2,511	3,077	5,588	27.8	16,192	2,521	3,370	5,891	20.9
計	38,986	3,499	5,081	8,580	22.0	3,498	4,864	8,362	21.4	40,820	3,494	5,097	8,591	11.4

年度 年齢	対象者数	R6				対象者数	R7			
		男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	15,506	136	285	421	2.7	14,911	124	252	376	2.5
50～59	17,809	280	446	726	4.1	17,976	258	437	695	3.9
60～69	13,696	554	931	1,485	10.8	13,884	522	889	1,411	10.2
70～	28,549	2,626	3,437	6,063	21.2	28,627	2,589	3,535	6,124	21.4
計	75,560	3,596	5,099	8,695	11.5	75,398	3,493	5,113	8,606	11.4

5) 大腸がん検診

対象 40歳以上の者

実施状況 がんであった者は21人（早期がん13人、進行がん6人、進展度不明がん2人）、
がん疑いは4人であった。

㊦検診実施状況

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果		
				異常なし	判定Ⅱ	要精検(判定Ⅲ)
R3	38,986	8,203	21.0	7,490	138	575
R4	38,986	7,989	20.5	7,203	137	649
R5	75,484	7,865	10.4	7,151	113	601
R6	75,560	7,885	10.4	7,158	115	612
R7	75,398	7,706	10.2	6,975	123	608

㊧精密検査実施状況

年度	要精検者		精検受診者		結果(延人数)					
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	がん疑い	ポリープ	大腸憩室	その他
R3	575	7.0	436	75.8	112	31	3	246	53	47
R4	649	8.1	416	64.1	93	22	1	219	59	45
R5	601	7.6	432	71.9	91	21	7	260	46	79
R6	612	7.8	453	74.0	101	13	5	237	55	96
R7	608	7.9	448	73.7	102	21	4	252	47	68

㊨年齢別受診状況

年度 年齢	対象者数	R3				R4				対象者数	R5			
		男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	4,587	183	392	575	12.5	153	366	519	11.3	16,114	153	341	494	3.1
50～59	4,022	239	488	727	18.1	271	481	752	18.7	17,352	253	493	746	4.3
60～69	10,263	561	1,093	1,654	16.1	539	1,019	1,558	15.2	13,775	543	969	1,512	11.0
70～	20,114	2,313	2,934	5,247	26.1	2,314	2,846	5,160	25.7	28,243	2,214	2,899	5,113	18.1
計	38,986	3,296	4,907	8,203	21.0	3,277	4,712	7,989	20.5	75,484	3,163	4,702	7,865	10.4

年度 年齢	対象者数	R6				対象者数	R7			
		男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	15,506	134	299	433	2.8	14,911	120	276	396	2.7
50～59	17,809	273	465	738	4.1	17,976	241	480	721	4.0
60～69	13,696	510	972	1,482	10.8	13,884	480	905	1,385	10.0
70～	28,549	2,294	2,938	5,232	18.3	28,627	2,265	2,939	5,204	18.2
計	75,560	3,211	4,674	7,885	10.4	75,398	3,106	4,600	7,706	10.2

(4) 歯周病検診

目的	歯周病は、成人期において未だに有病者率が高く、基礎疾患や生活習慣との関係が注目されていること等から歯周病検診を実施することにより、丈夫な歯は健康の源であることを認識し、虫歯・歯周病等の早期発見をするとともに“歯の健康”をチェックし、自己の生活習慣を見直すきっかけづくりとしている。
対象	年度内に20・30・40・50・60・70歳になる者
実施期間	9月1日から2月末日
実施状況	8月末に受診券（ハガキ）を全対象者に個人通知し、冬頃に未受診者へ勧奨ハガキを送付。

⑦検診実施状況

年度	対象者数 ※1	受診者数	受診率 (%)	結果		
				異常なし	要指導	要精検者
R3 ※2	12,937	1,119	8.6	63	252	804
R4	6,370	557	8.7	22	134	401
R5	6,249	522	8.4	23	119	380
R6 ※3	8,435	465	5.5	25	97	343
R7	8,159	543	6.7	31	152	360

※1 対象者数：各年4月1日現在市年齢別人口表より

※2 令和3年度はコロナ禍で受診機会を逃した令和2年度の対象者も受診対象とした

※3 令和6年度から若年層でも歯周病の患者が増えていることを受け、対象に20歳・30歳を追加

⑧年齢別結果（令和7年度）

年齢	対象者数	受診者数			異常なし			要指導			要精検		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20歳	1,133	24	23	47	3	0	3	11	9	20	10	14	24
30歳	1,186	21	33	54	2	4	6	7	8	15	12	21	33
40歳	1,245	23	44	67	1	5	6	3	17	20	19	22	41
50歳	1,745	40	78	118	0	7	7	6	22	28	34	49	83
60歳	1,597	35	87	122	0	6	6	11	24	35	24	57	81
70歳	1,253	52	83	135	2	1	3	8	26	34	42	56	98
計	8,159	195	348	543	8	23	31	46	106	152	141	219	360

(5) 前立腺がん検診

目的 前立腺がんの早期発見、早期治療及び正しい知識の普及を図るため。

実施期間 5月1日から2月末日

対象 50歳以上の男性

実施状況

PSAが4以上の要精検者は228人中202人おり、そのうち132人が精密検査（治療中も含む）を受診している（PSA4以上の精検受診率65.3％）。

特定健康診査と同時に実施する方法と、単独で実施する方法で実施している。

⑦検診実施状況

年度	対象者数	受診者数	受診率（％） ※1	結果		
				異常なし	経過観察	精密検査
R3	12,823	2,747	21.4	2,540	0	207
R4	12,823	2,859	22.3	2,632	0	227
R5	26,836	2,760	10.3	2,567	0	193
R6	27,136	2,857	10.5	2,626	0	231
R7	27,295	2,708	9.9	2,480	0	228

※1 R2年～R4年の受診率は、市独自の推計値により算出

①精密検査実施状況

年度	要精検者		精検受診者		結 果（延人数）				
	人数	率（％）	人数	率（％）	前立腺がん			前立腺 肥大症	前立腺炎
					異常なし	疑い	要治療		
R3	207	7.5	135	65.2	10	48	24	100	2
R4	227	7.9	141	62.1	18	52	20	99	4
R5	193	7.0	113	58.5	20	33	23	69	2
R6	231	8.0	121	52.4	11	58	15	90	4
R7	228	8.4	137	60.1	11	60	23	100	6

⑦年齢別受診状況

年度	R3	R4	R5	R6	R7
50～59	282	334	325	364	307
60～69	579	613	593	576	546
70～	1,886	1,912	1,842	1,917	1,855
計	2,747	2,859	2,760	2,857	2,708

(6) 結核検診

目的 結核を早期発見し、早期治療に繋げる。
 実施期間 5月1日から2月末日
 対象 40歳以上の者
 実施状況 結核の発見はなかった。

⑦検診実施状況

年度	受診者数	結 果							
		異常なし	要再検	(陳旧性肺結核・IV型・V型)	その他の所見	(心肥大治療不要)	(心肥大要医療)	要医療	要精検
R3	8,580	8,236	0	10	287	42	0	0	5
R4	8,362	8,052	0	14	245	46	2	0	3
R5	8,591	8,258	4	9	268	52	0	0	4
R6	8,695	8,343	0	10	272	60	1	0	9
R7	8,606	8,282	0	9	239	66	1	0	9

⑧精密検査実施状況

年度	要精検者		精検受診者		結 果						
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	結核	治癒型	安定非空洞型	陳旧性肺結核	手術跡	他の疾患
R3	5	0.06	1	20.0	0	1	0	0	0	0	0
R4	3	0.04	2	66.7	2	0	0	0	0	0	0
R5	4	0.05	4	100.0	3	0	0	0	0	0	1
R6	9	0.10	7	77.8	0	0	0	0	0	0	7
R7	9	0.10	7	77.8	5	0	0	0	0	0	2

⑨年齢別検診状況

年度	年齢	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
R3		530	657	1,609	5,784	8,580
R4		502	724	1,548	5,588	8,362
R5		475	727	1,498	5,891	8,591
R6		421	726	1,485	6,063	8,695
R7		376	695	1,411	6,124	8,606

6. 訪問指導

目的	療養上、生活習慣病予防のための保健指導が必要と認められる者及びその家族に対して保健師等が訪問し、その健康に関する課題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能低下防止と健康の保持増進を図る。
実施期間	通年
対象	心身の状況、置かれている環境等に照らして療養上、生活習慣病予防のための保健指導が必要であると認められる40歳～64歳の者
実施状況	

年度	R3	R4	R5	R6	R7
実人数	※ 1	0	0	1	0
延人数	2	0	0	1	0

※ 訪問者の年齢は39歳

7. 健康増進事業

(1) 啓発事業

1) タバコ

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野4. タバコにて「タバコを吸わない人を増やそう」を目標とし、喫煙者ができるだけ早い段階で禁煙に取り組むことができるよう、正しい知識の普及と禁煙に関する情報提供に努める、としている。

ア ポピュレーションアプローチ

目的 喫煙者を減らし、COPDを知っている人を増やし、受動喫煙の機会を減らす。

対象 檀原市民（特に青・壮年期）

実施期間 通年

実施内容 禁煙ポスター、受動喫煙ポスターの掲示
禁煙リーフレットの設置

イ 個別支援

目的 特定保健指導対象者で喫煙している者へ禁煙支援を行う。

対象 特定保健指導対象者のうち喫煙している者

実施期間 通年（令和4年度より開始）

実施内容 喫煙に関するリーフレット及びアンケートを送付

実施状況 ※R4年度は喫煙者全員、R5年度から65歳未満に配布

年度	配布（人）	アンケート回答数	回収率（%）
R4	57	10	17.5
R5	28	3	10.7
R6	55	2	3.6
R7	65	2	3.1

2) 減塩

健康かしはら21（第3次）計画においては、「減塩に努める人を増やそう」を目標とし、市民ひとりひとりが自らの食生活に関心をもつと同時に「自然に健康になれる食環境づくり」に取り組む、としている。

ア ポピュレーションアプローチ

目的	橿原市は健診における血圧の有所見者の割合が壮年期で高い傾向にあり、高血圧と強い関連がある食塩摂取量を気にしている人の割合は32.6%となっている。特に60歳未満での意識が低い傾向にあり、働き盛りの世代を含め、高血圧を発症していない市民が減塩の知識を持ち、食事を選べる環境づくりに向け、市内小売施設との協働およびインターネットでの発信をすすめる。
対象	青壮年期（主な対象18歳～64歳）
実施期間	通年

実施状況

㊦市内各施設での減塩・野菜摂取啓発

年度	回数	アンケート 回答数
R3	4	326
R4	5	278
R5	6	570
R6	6	565
R7	4	335

㊧ヘルシーレシピ発信

年度	紙レシピ 配布枚数	ホームページ 公開レシピ数	ホームページ 閲覧数
R3	1,648	38	1,280
R4	1,613	35	1,104
R5	1,526	15	1,173
R6	1,205	17	1,070
R7	502	11	729

イ 個別支援

目的	生活改善意識が高まっている保健指導実施時に減塩の指導を強化することで、効率的な減塩指導を行い、高血圧の改善を推進する。
対象	特定保健指導利用者のうち、高血圧に該当するもので、塩分チェックシートでの減塩指導が有効と判断される者（当該年度特定健診結果が下記①②両方に当てはまる者） ①血圧：拡張期血圧140mmHg以上または収縮期血圧90mmHg以上 ②BMI：26未満
実施期間	通年（令和3年度より開始）

実施状況

年度	配布数（人）	改善した人の割合（%）
R3	12	—
R4	9	—
R5	6	78
R6	6	0
R7	5	0

3）歯の健康

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野3. 歯の健康において、「健康な歯を保つ人を増やそう」を目標としており、歯の健康管理に関する意識の高揚を図る、としている。

目的	生活習慣病予備軍に対し、正しい口腔ケアの実践・定期的な歯科健診受診をうながすことにより、生活習慣病の悪化を防ぐ。
対象	特定保健指導対象者で初回面談に来所した者のうち、定期的に歯科受診していなかったり、補助的清掃用具を使用していない者
実施期間	通年
実施内容	口腔ケアに関するチラシを配布する

実施状況

年度	配布（人）
R3	61
R4	36
R5	41
R6	44
R7	22

（２）働き世代への健康支援

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野8. 働き世代の健康支援において「働き世代の健康づくりを地域で支援しよう」を目標とし、働き世代が自らの健康づくりに取り組めるよう、啓発や環境づくり等の支援を行うとしている。

目的 現在の健康状態はこれまでの自らの生活習慣や社会環境等に影響を受けている可能性や次世代の健康にも影響を及ぼす可能性がある。就労世代や育児を行う者は健康づくりに費やす時間が十分でないが、働き世代が自らの健康づくりを意識し、自然と取り組めるよう啓発を行い、環境づくりを支援していくことが、ライフコースアプローチの概念から大切と考え、働き世代の健康支援をすすめる。

実施期間 通年

対象 働き世代（主な対象18歳～64歳）

実施状況

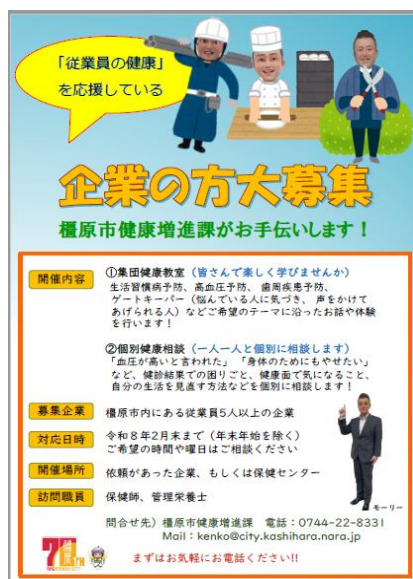
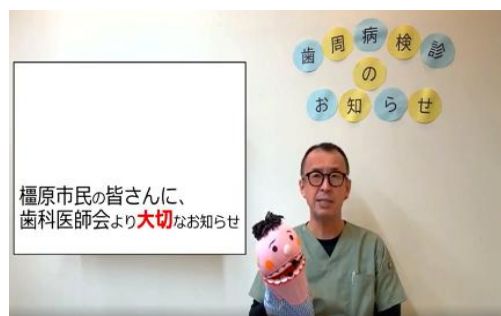
⑦市内企業への健康づくり支援

	日時	参加者	内容
A社	8月 8日	9名	生活習慣病、腰痛対策、夏バテ予防に関する健康教育
B社	9月22日	22名	メタボリックシンドローム、運動習慣、食事に関する健康教育
C社	10月30日 11月14日	61名 65名	生活習慣病について（ストレッチ含む）

⑧SNS等を活用した啓発

歯周病検診の受診勧奨に関する動画配信を行った。

LINEやXにて健康教室やイベントの周知、検診受診勧奨、啓発を行った。



(3) 地区組織活動

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野7. 健康のための社会環境づくりにおいて、「地域ぐるみで健康づくりを支えよう」を目標とし、社会全体で市民一人ひとりの健康を支援する環境づくりを進める、としている。

目的 市民一人ひとりに「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を広めるとともに、正しい食生活や運動習慣・がん予防の普及浸透をはかり、地区住民の健康保持増進を積極的に推進する。

対象 40歳～64歳

実施期間 通年

1) 食生活改善推進事業

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野1. 栄養・食生活において、「適正体重を維持しよう」「減塩に努める人を増やそう」を目標とし、市民一人ひとりが自らの食生活に関心を持ち、健康な食生活を実現することができるよう取組む、としている。

ア 地区組織活動助成事業

食生活改善推進員（ヘルスリーダー）の地域活動を通して、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を広めるとともに、正しい食生活の普及浸透をはかり、地区住民の健康で文化的な食生活の維持発展に寄与することを目的とする。

(ア) 食生活改善推進員の要件

- ・ 檀原市が行う食生活改善推進員養成講座の所定の課程を修了したもので、食生活改善推進活動に意欲を持ち、その旨登録したものとする。

(イ) 活動の体制

- ・ 推進員は地区別によるグループ活動をする。
- ・ 推進員の自主活動の効果的実施に留意し、意思決定・計画設定・問題解決・内部調整など、必要に応じて理事会を行う。
- ・ 情報伝達の迅速徹底のため、地区別に連絡網を整備している。
- ・ 推進員と行政機関などの連絡調整のため、必要に応じて連絡会議を行う。

(ウ) 活動の内容

- ・ 市と共同で行う活動
各種事業の目的、方法の伝達や啓発、協力（食生活改善推進員養成講座、減塩啓発・媒体作成）。
- ・ 食生活改善推進員の研修や仲間同士で行う活動
研修会や打合せ会等による知識の習得、実践を通して仲間づくり（会員伝達講習）。
- ・ 健康づくりに対する知識の普及
健康の保持増進に必要な栄養などに関する知識の普及（公募伝達講習、レシピ「おうちでヘルシークッキング」作成・周知）。
- ・ 地域での自主活動

⑦活動状況

年度		R3	R4	R5	R6	R7
普及 及 伝 達 活 動	実施回数(回)	0	2	2	2	2
	教室時の調理実習 参加市民数(人)	0	10	7	5	4
	延参加会員数(人)	0	39	13	12	15
伝 達 講 習 会	実施回数(回)	0	0	2	4	4
	参加市民数(人)	0	0	20	43	48
	参加会員数(人)	0	0	9	19	16
会 員 研 修	実施回数(回)	40	20	25	28	26
	延参加会員数(人)	245	127	235	254	249
活 動 報	広報かしはら 掲載回数(回)	4	4	4	4	4
啓 発 活 動	実 施 回 数(回)	3	4	3	4	3
	参加会員数(人)	3	10	6	11	10

⑧推進員数の推移

(人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
会 員 数	49	34	33	30	29

イ 食生活改善推進員養成講座事業

目的 市民が食を中心とした生活習慣病予防と健康づくりについて学習し、
バランスのとれた食生活の習慣づくりを行政と共に地域に広める推進員の
養成を行う。

実施状況 保健師・管理栄養士等のスタッフにより、毎年実施している。感染症拡大
防止のため令和2～3年度は中止していたが、令和4年度より再開した。
年間12回で9回以上の出席者に修了証書を授与している。

受講状況

(人)

年度	回数	延べ受講人数	1回当たり受講人数
R3	中止	—	—
R4	12	56	5
R5	12	54	5
R6	12	33	3
R7	12	43	4

2) 運動普及推進事業

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野2. 運動・身体活動において、「運動習慣がある人の割合の増加」を目標とし、運動のきっかけづくりと継続できるしくみづくりに取組む、としている。

ア 地区組織活動助成事業

運動普及推進員（ヘルスリーダー）の地域活動を通して、健康づくりのための運動を普及していくとともに、住民の日常生活の中へ運動習慣を取り入れられるよう実践活動を行い、地域住民の健康づくりを推進することを目的とする。

（ア）運動普及推進員の要件

- ・ 橿原市が行う運動普及推進員養成講座の所定の課程を修了したもので、運動普及推進活動に意欲を持ち、その旨登録したものとする。

（イ）活動の体制

- ・ 推進員は地区別によるグループ活動をする。
- ・ 推進員の自主活動の効果的实施に留意し、意思決定・計画設定・問題解決・内部調整など、必要に応じて理事会を行う。
- ・ 情報伝達の迅速徹底のため、地区別に連絡網を整備している。
- ・ 推進員と行政機関などの連絡調整のため、必要に応じて連絡会議を行う。

（ウ）活動の内容

- ・ 健康づくりに対する知識の普及
地域において、運動を中心とした健康づくりに関する知識の普及及び伝達（らくらくウォーキング、わくわくエクササイズ、ハイキング、ウォーキングマップ作成・周知）。
- ・ 市と共同で行う活動
各種健診の目的、方法の伝達や啓発、協力（運動普及推進員養成講座、今日からはじめるウォーキング講座）。
- ・ 運動普及推進員の研修や仲間同士で行う活動
研修会や打合せ会等による知識の習得、実践を通して仲間づくり（学習会）。
- ・ 地域での自主活動

⑦活動状況

年度		R3	R4	R5	R6	R7
普及伝達活動	実施回数(回)	11	21	19	18	17
	参加市民数(人)	30	37	24	25	37
	延参加会員数(人)	103	132	162	138	141
伝達講習会	実施回数(回)	7	10	13	13	13
	参加市民数(人)	71	101	88	151	182
	参加会員数(人)	57	100	124	142	144
会員研修	実施回数(回)	3	3	4	19	18
	延参加会員数(人)	34	25	50	141	190
運動指導	実施回数(回)	9	14	25	19	11
	参加市民数(人)	36	212	520	469	251

※R6より役員会を会員研修に加えています。

⑧推進員数の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
会 員 数	34	23	27	22	26

イ 運動普及推進員養成講座事業

目的 市民が運動を中心とした生活習慣病予防と健康づくりについて学習し、運動習慣づくりを行政と共に地域に広める推進員の養成を行う。

実施状況 保健師・管理栄養士等のスタッフにより、毎年実施している。感染症拡大防止のため令和2～3年度は中止していたが、令和4年度より再開した。年間12回で9回以上の出席者に修了証書を授与している。

受講状況

(人)

年度	回数	延べ受講人数	1回当たり受講人数
R3	中止	—	—
R4	12	87	7
R5	12	66	6
R6	12	68	6
R7	12	79	7

3) がん予防推進事業

健康かしはら21（第3次）計画では、取組分野5.健康チェック にて「年1回、健康チェックを受けよう」を目標とし、市民一人ひとりが自らの健康維持・増進に関心をもち、健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、検診の必要性やメリットについての啓発を行う、としている。

ア がん予防推進員活動事業

がん検診受診率の向上やがん予防に取り組む市民を増やすことを目的とする。

(ア) 活動の内容

がん予防推進員養成講座を修了し認定を受けた推進員が、がん検診の受診勧奨やがん予防に関する情報提供などのがん予防推進活動を実践している。

⑦活動状況

年度	活動内容	イベント参加者数	配布人数
R3	感染拡大防止のため活動中止 ご友人や地域の方等へがん検診の受診勧奨チラシを配布	—	—
R4	ご友人や地域の方等へがん検診の受診勧奨チラシを配布	—	—
R5	ご友人や地域の方等へがん検診の受診勧奨チラシを配布	—	—
R6	がん検診の受診勧奨に関する啓発ポスター掲示 チラシ・冊子等の配布及び配置、啓発イベントの実施 (近鉄百貨店橿原店、市分庁舎屋内交流スペース)	21	395
R7	がん検診の受診勧奨に関する啓発ポスター掲示 チラシ・冊子等の配布及び配置、啓発イベントの実施 (オークワ橿原坊城店)	5	77

①フォローアップ研修

年度	研修内容	参加者数
R3	自宅学習 ①「病（医）院における感染対策とコロナ禍での安心・安全ながん検診受診方法について」 ②昨年度のアンケートのフィードバック ③がん検診やがん治療についての体験談の募集	—
R4	オンラインセミナー 乳がん予防について（第一生命共催）	11※
R5	①講話 「ウエルネスライフのすすめ 穏やかにくらすためのがん予防」 講師：天理大学看護学科 教授 山中政子 ②がん検診受診勧奨に向け、学習資料冊子配布、アンケート実施	8
R6	講座：テーマ「数字から見る橿原市のがんの現状」 グループワーク：今年度のフォローアップ研修内容および啓発活動の検討	9
R7	講座：がん予防と生活習慣 グループワーク：講座を受けての学びの共有および来年度の啓発活動の検討	9

※ 保健センターでの参加者数（オンライン参加環境が整わないため）

⑦推進員の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
会員数	58	52	48	38	20

IV 予 防 接 種 事 業

[予防接種事業]

1. 概要

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与することを目的に、予防接種事業を実施している。

接種にあたっては、個人の体質等を理解したかかりつけ医が、普段の健康状態、当日の体調等を的確に把握した上で行う個別接種が推進されていることから、医療機関による個別実施で行っており、訪問、相談、健診時や、個別通知、学校などを通じたPRなど、さまざまな機会を通じ、接種勧奨を行い、安全で、効果的な接種に繋げている。

なお、かかりつけ医が市外である場合や、やむを得ない理由により、県外で接種する場合においても公費で受けられる制度を実施している。さらに、麻しん・風しん混合1期について、年齢を定めて任意予防接種の費用助成を行い、定期予防接種での接種機会を逃した者に対し、接種期間を確保している。

(乳幼児・児童生徒予防接種事業の経過)

平成 22 年 8 月 27 日	日本脳炎 1 期を接種していない平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれの者は、9 歳以上 13 歳未満で接種可能となる。
平成 23 年 5 月 20 日	日本脳炎特例措置制度が変更され、平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者は 20 歳になる前日までの間、1 期、2 期のうち不足している回数分を接種できる。
平成 25 年 4 月 1 日	日本脳炎特例措置の対象者に平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日生まれの者が追加される。
平成 25 年 6 月 14 日	子宮頸がん予防ワクチン積極的勧奨の見合わせ開始。
平成 26 年 10 月 1 日	水痘の定期予防接種開始。
平成 27 年 3 月 31 日	水痘の特例制度（3 歳～5 歳未満における 1 回目接種）終了。
平成 28 年 7 月 15 日	三種混合ワクチンの販売中止に伴い、三種混合の定期予防接種が廃止。
平成 28 年 10 月 1 日	B 型肝炎の定期予防接種開始。
平成 30 年 1 月 29 日	三種混合ワクチンの販売開始に伴い、三種混合の定期予防接種が再開。
令和 2 年 10 月 1 日	ロタウイルス感染症の定期予防接種開始（令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた者が対象）。
令和 3 年 11 月 26 日	子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が再開。
令和 4 年 4 月 1 日	子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種を開始。積極的勧奨を控えていた平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれの女子（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に高校 2 年生相当以上の者）を対象とした 3 年間の時限的措置として実施。
令和 6 年 4 月 1 日	五種混合の定期予防接種開始。
令和 7 年 12 月 12 日	四種混合ワクチンの販売中止に伴い、四種混合の定期予防接種が廃止。

2. 接種状況

(1) 定期予防接種

1) 乳幼児・児童生徒

(人)

種類	年度	R3	R4	R5	R6	R7
ロタウイルス感染症		1,750	1,588	1,457	1,470	1,451
ロタリックス	1回	792	693	648	673	640
ロタリックス	2回	777	702	646	663	649
ロタテック	1回	62	61	53	43	57
ロタテック	2回	59	65	55	42	54
ロタテック	3回	60	67	55	49	51
ヒブワクチン		3,325	3,125	2,887	824	36
1期初回	1回目	864	766	713	2	0
	2回目	849	780	712	63	0
	3回目	829	780	730	118	0
1期追加		783	799	732	641	36
小児肺炎球菌ワクチン		3,328	3,120	2,885	2,844	2,862
1期初回	1回目	866	767	711	721	703
	2回目	849	780	710	718	709
	3回目	829	778	728	703	694
1期追加		784	795	736	702	756
B型肝炎		2,496	2,296	2,131	2,160	2,109
	1回目	863	763	714	719	704
	2回目	846	779	712	715	708
	3回目	787	754	705	726	697
B C G		821	781	738	714	693
不活化ポリオ		0	0	1	2	15
1期初回	1回目	0	0	1	0	0
	2回目	0	0	0	1	0
	3回目	0	0	0	1	0
1期追加		0	0	0	0	15
三種混合		0	0	0	0	14
1期初回	1回目	0	0	0	0	0
	2回目	0	0	0	0	0
	3回目	0	0	0	0	0
1期追加		0	0	0	0	14
四種混合		3,293	3,091	3,122	935	207
1期初回	1回目	846	782	774	4	0
	2回目	836	779	782	66	0
	3回目	833	784	808	124	1
1期追加		778	746	758	741	206
五種混合					2,003	2,816
1期初回	1回目				719	704
	2回目				652	711
	3回目				585	699
1期追加					47	702
二種混合2期		816	882	876	820	731
麻しん・風しん混合		1,637	1,692	1,575	1,546	1,505
1期		766	795	752	715	728
2期		871	897	823	831	777
水痘		1,538	1,496	1,460	1,397	1,409
	1回目	773	794	750	708	725
	2回目	765	702	710	689	684
子宮頸がんワクチン		283	1,202	1,156	3,269	1,286
	1回目	116	445 (◆225)	468 (◆247)	1,370 (◆994)	250
	2回目	101	420 (◆214)	365 (◆209)	1,095 (◆797)	503 (◆265)
	3回目	66	337 (◆175)	323 (◆222)	804 (◆678)	533 (◆442)
日本脳炎		2,346	4,184	3,302	3,136	2,935
1期初回1回目(特例)		825 (★36)	877 (★21)	751 (★5)	754 (★13)	712 (★4)
1期初回2回目(特例)		771 (★36)	858 (★22)	754 (★6)	744 (★14)	703 (★4)
1期追加(特例)		322 (★49)	1,153 (★42)	806 (★25)	733 (★20)	684 (★5)
2期(特例)		428 (★85)	1,296 (★119)	991 (★57)	905 (★37)	836 (★30)

★特例(1期は7歳半以上、2期は13歳以上)の再掲。

◆キャッチアップ接種の再掲。令和7年度は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に子宮頸がん予防ワクチン1回以上接種した者のみ令和8年3月31日まで期間延長。

再掲) 上記表の内長期療養児または新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長件数

年度	種類	主な内容
R3	長期療養児	B型肝炎2回目1件、B型肝炎3回目1件、MR1期1件実施。
	コロナ	水痘2回目1件、二種混合1件実施。
R4	長期療養児	日本脳炎追加1件、日本脳炎2期1件、二種混合1件実施。
	コロナ	B型肝炎3回目2件、水痘2回目1件、日本脳炎追加1件、二種混合2件実施。
R5	長期療養児	B型肝炎3回目2件、MR1期1件、日本脳炎1期2回目1件、日本脳炎2期2件、二種混合2件実施。
	コロナ	二種混合1件実施。
R6	長期療養児	B型肝炎3回目2件、水痘2回目1件実施。
	長期療養児	B型肝炎3回目1件、水痘2回目1件、二種混合1件実施。
R7	麻しん風しん混合ワクチン定期予防接種の期間延長※	MR1期1件、MR2期11件実施。

※麻しん風しん混合ワクチンについて、一部の自治体及び医療機関において供給が行き届いていないことが確認された。令和6年度に接種対象期間を迎えたものの、その期間内に接種を受けられなかった者に対して令和9年3月31日まで接種対象期間が延長。

2) 風しん第5期

- 目的 風しん流行による先天性風しん症候群の発生を防ぐ。
- 対象 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
- 実施期間 令和元年7月1日から令和7年3月31日（令和4年3月31日から3年間延長）
 ※MRワクチンについて、一部の自治体及び医療機関において供給が行き届いていないことが確認されたため、接種対象期間が令和9年3月31日まで延長（抗体検査は対象期間延長の対象外）
- 実施状況
- ・対象の男性に対し、全国無料で予防接種法に基づく定期接種を実施。
 - ・ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査をし、陰性の者に対してワクチンの接種を実施。
 - ・市のクーポン券の準備期間（令和元年4月から6月まで）に実費負担で抗体検査もしくは予防接種を実施した場合の償還払い制度を開始。
 - ・全国統一様式で実施し、国保連合会を経由して市に請求がくる。

(ア) 風しん抗体検査

(人)

年度	R3			R4			R5		
	陰性	陽性	合計	陰性	陽性	合計	陰性	陽性	合計
市内	239	802	1041	43	122	165	10	70	80
市外	31	59	90	15	46	61	23	15	38
県外	13	67	80	4	24	28	1	4	5
合計	283	928	1,211	62	192	254	34	89	123
率	23%	77%	100%	24%	76%	100%	28%	72%	100%

(人)

年度	R6		
	陰性	陽性	合計
市内	26	111	137
市外	7	9	16
県外	1	5	6
合計	34	125	159
率	21%	79%	100%

(イ) 風しん予防接種（MRワクチン）

(人)

年度	R3		R4		R5	
	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数
市内	253	0	53	0	29	0
市外	20	0	7	0	4	0
県外	5	0	1	0	0	0
合計	278	0	61	0	33	0

(人)

年度	R6		R7	
	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数
市内	25	0	4	0
市外	0	0	0	0
県外	0	0	0	0
合計	25	0	4	0

(ウ) 風しん予防接種（風しん単独ワクチン）

(人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
接種者数	4	0	2	3	0

3) 高齢者

目的

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資すること。

対象

- ・高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症
 - (ア) 接種時年齢65歳以上の者
 - (イ) 60～65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器機能に日常生活行動が極度に制限される程度の障がい有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者
- ・高齢者肺炎球菌感染症
 - (ア) 接種時年齢65歳の者（令和6年度より）
 - (イ) 60～65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器機能に日常生活行動が極度に制限される程度の障がい有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者
 - (ウ) 上記（ア）（イ）の者で、過去に23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチンにて肺炎球菌の予防接種を接種したことのない者
- ・高齢者带状疱疹
 - (ア) 年度末年齢65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の者
また、令和7年度については、100歳以上の年齢の者も対象
 - (イ) 60～65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者
 - (ウ) 上記（ア）（イ）の者で、過去に带状疱疹ワクチンを接種完了していない者、ただし、医師が带状疱疹の予防接種が認めた場合は接種可能

実施期間

- ・高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症：
毎年度の10月1日から1月31日（令和6年度のみ10月1日から3月31日）
 - ・高齢者肺炎球菌感染症、高齢者带状疱疹：通年
- ※令和7年5月より高齢者带状疱疹の定期予防接種を開始

実施状況

(人)

種類	年度	R2	R3	R4※1	R5※2	R6	R7
高齢者インフルエンザ		22,168	19,258	19,565	18,798	17,472	17,494
高齢者新型コロナウイルス感染症						6,981	3,785
高齢者肺炎球菌感染症		1,174	1,153	1,009	1,083	416	482
高齢者带状疱疹（生ワクチン）							604
高齢者带状疱疹 組換えワクチン1回目							1,679
高齢者带状疱疹 組換えワクチン2回目							1,618

※1 新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長を、高齢者肺炎球菌感染症2件実施

※2 長期療養による期限延長で、高齢者肺炎球菌感染症1件実施

(2) 任意予防接種

1) 麻しん・風しん混合予防接種

目的

麻しん及び風しんの蔓延を予防する。

対象

麻しん・風しん混合ワクチン1期を対象年齢内に接種できなかった、生後24月から36月未満の者

実施期間

通年

実施状況

令和4年度、令和5年度、令和6年度は申請なし。

(延人数)

種類	年度	R3	R4	R5	R6	R7
麻しん・風しん混合ワクチン1期を対象年齢内に接種できなかった、生後24月から36月未満の者		2	0	0	0	1

2) 子宮頸がんワクチン任意接種償還払い

目的

子宮頸がんを予防する。

対象

子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がんワクチンの任意接種を受けた者

申請期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日

実施状況

(人)

種類	年度	R5	R6
申請人数（接種回数）		4 (12)	5 (13)

3. 予防接種健康被害救済制度

- 目的 予防接種を受けて健康被害が生じた場合に金銭的な補助をする。
- 対象 樫原市に住所を有している間に予防接種法第2条に規定する定期の予防接種等を受けた者のうち、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した者
- 実施期間 通年
- 実施状況 令和3年度以降分はすべて新型コロナウイルス感染症予防接種での申請。

予防接種健康被害調査委員会 開催状況

年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催回数	2	2	2	1	1
審議件数	3	5	4	2	1

予防接種健康被害認定状況

(件)

年度		R3	R4	R5	R6	R7
進達件数		2	6	3	4	1
進達結果	認定	0	2※	3	8	1
	否認定	0	0	0	0	1
未承認件数（累積）		2	6	6	2	1

※令和4年度に認定された1件は調査委員会開催なしで進達（アナフィラキシー）

V 救 急 医 療 事 業

[救急医療事業]

1. 概要

橿原市の救急医療体制は、急病人が出た時はまずかかりつけの医療機関を受診し、医療機関が休みの場合は、初期医療（一次救急）機関である休日夜間応急診療所を受診してもらう。症状により二次救急輪番病院（内科系・外科系）へ紹介し、さらに重症の場合には三次救急病院として県立医科大学附属病院の各診療科や、高度救命救急センター等を紹介する体制となっている。

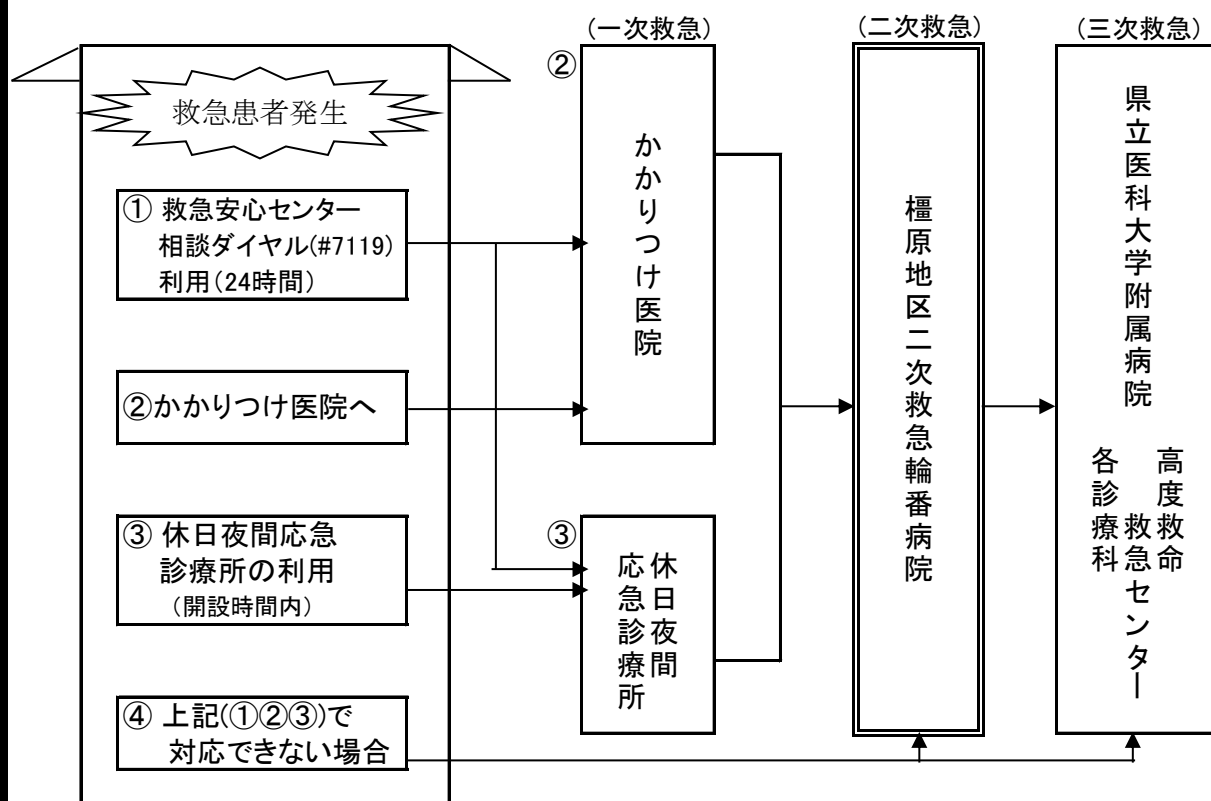
また、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対して、診療所内をゾーニングし、消毒等の感染対策を行った上で、感染が疑われる発熱者の検査及び診療を実施している。

なお、奈良県で実施している救急医療関連の事業としては、奈良県救急安心センター相談ダイヤル・こども救急電話相談があり、かかりつけ医療機関が休みの場合に、急な病気で救急車を呼んだ方が良いか、受診した方が良いか、応急手当の仕方がわからない、かかりつけ医療機関以外で受診できる医療機関はないかなど、安心して電話相談が出来る体制が整っている。これらの事業をより多くの市民に周知し、今後も様々な手段で医療の適正利用について啓発していく。

本市の救急医療体制は、橿原地区医師会・橿原高市地区歯科医師会・橿原市薬剤師会の理解と協力のもと実施しており、県下でも非常に充実した体制となっている。また医師の働き方改革への対応のため、令和6年7月1日から小児深夜診療については宿直体制を整え、運営している。

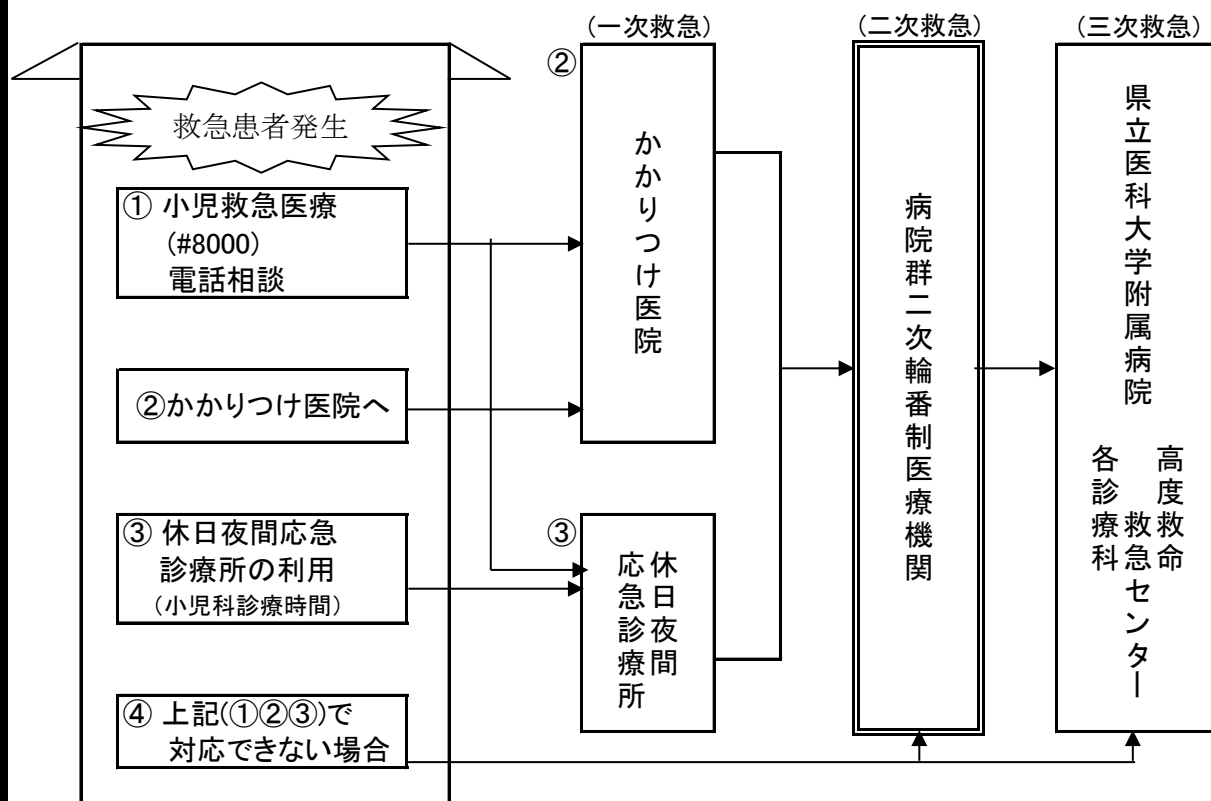
今後も安定的に一次救急体制を維持していくとともに、適正医療についてより一層市民に周知することにより、市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めていく。

《榎原市における救急医療体制(図①)》



◎生命が危険な状態、または直ちに処置が必要な重症の場合は119救急隊へ

《小児科で緊急を要する時の体制(図②)》



◎生命が危険な状態、または直ちに処置が必要な重症の場合は119救急隊へ

令和7年度現在

(1) 休日夜間応急診療所

①医療体制

種 類	診 療 日	診療科目	診 療 時 間 【受付時間：診療開始・終了の30分前】
休日診療	日曜・祝日 8月15日	内 科 小児科	(午前)10時～12時 (午後)13時～21時30分
	12月29日～1月3日	歯 科	(午前)10時～12時 (午後)13時～16時 ※1
夜間診療	毎日	内 科	21時30分～24時
		小児科	21時30分～翌朝6時

※1 令和5年10月1日から、歯科診療の午後の診療終了時間を21時から16時に短縮

②利用状況

(人)

年度	区分	診療 日数	内 科		小児科		外 科				合計	地区 外者数	転送 数
			男	女	男	女	大人		小児				
							男	女	男	女			
R3	休日	72	526	560	806	634	1	4	1	1	2,533	1,079	44
	夜間	365	286	339	574	481	4	1	1	3	1,689	1,032	46
	深夜	365	1	1	344	309	0	0	0	0	655	461	19
	計		813	900	1,724	1,424	5	5	2	4	4,877	2,572	109
R4	休日	73	1,075	1,095	1,221	970	2	0	1	0	4,364	1,722	30
	夜間	365	457	456	745	600	0	1	1	0	2,260	1,384	42
	深夜	365	5	5	470	390	0	0	0	0	870	622	28
	計		1,537	1,556	2,436	1,960	2	1	2	0	7,494	3,728	100
R5	休日	74	1,438	1,402	1,363	1,125	4	3	0	1	5,336	1,778	63
	夜間	366	911	868	1,045	906	0	2	2	3	3,737	2,208	76
	深夜	366	4	5	610	514	0	0	1	0	1,134	815	34
	計		2,353	2,275	3,018	2,545	4	5	3	4	10,207	4,801	173
R6	休日	73	1,578	1,571	1,217	1,037	2	5	1	3	5,414	1,836	77
	夜間	365	855	885	860	741	3	0	1	2	3,347	1,916	73
	深夜	365	2	4	471	351	0	0	0	0	828	589	28
	計		2,435	2,460	2,548	2,129	5	5	2	5	9,589	4,341	178
R7	休日	73	1,174	1,300	1,345	1,110	2	2	2	0	4,935	1,678	84
	夜間	365	738	799	858	712	1	3	0	2	3,113	1,746	69
	深夜	365	6	1	410	355	0	0	0	1	773	539	26
	計		1,918	2,100	2,613	2,177	3	5	2	3	8,821	3,963	179

③診療科目別利用状況

(人)

年度	区分	受診者数	内科	率(%)	小児科	率(%)	外科	率(%)
R3	休日	2,533	1,086	42.9	1,440	56.8	7	0.3
	夜間	1,689	625	37.0	1,055	62.5	9	0.5
	深夜	655	2	0.3	653	99.7	0	0.0
R4	休日	4,364	2,170	49.7	2,191	50.2	3	0.1
	夜間	2,260	913	40.4	1,345	59.5	2	0.1
	深夜	870	10	1.1	860	98.9	0	0.0
R5	休日	5,336	2,840	53.2	2,488	46.6	8	0.2
	夜間	3,737	1,779	47.6	1,951	52.2	7	0.2
	深夜	1,134	9	0.8	1,124	99.1	1	0.1
R6	休日	5,414	3,149	58.2	2,254	41.6	11	0.2
	夜間	3,347	1,740	52.0	1,601	47.8	6	0.2
	深夜	828	6	0.7	822	99.3	0	0.0
R7	休日	4,935	2,474	50.1	2,455	49.7	6	0.2
	夜間	3,113	1,537	49.4	1,570	50.4	6	0.2
	深夜	773	7	0.9	765	99.0	1	0.1

④歯科診療利用状況

(人)

年度	診療日数	大人		小人		合計	地区外 受診者数
		男	女	男	女		
R3	72	137	115	33	27	312	159
R4	73	111	110	20	21	262	133
R5	74	80	85	17	14	196	80
R6	73	91	86	8	10	195	77
R7	73	97	91	14	13	215	93

2. 病院群輪番制方式による二次救急医療

①医療体制

参加病院	救急患者受け入れ時間	診療科目
平成記念病院 平尾病院 大和橿原病院 中井記念病院 吉本整形外科・外科病院	<平日> 午後6時～翌日午前8時 <土曜日> 午後1時～翌日午前8時 <日曜日・祝日・12月29日～1月3日> 午前8時～翌日午前8時	内科系
		外科系

※小児科は奈良県の小児科病院輪番体制（2次救急）病院へ紹介

②利用状況

(人)

(人)

種別		年度	R3	R4	R5	R6	R7
受診者数	男		2,265	2,577	2,421	2,304	2,145
	女		2,278	2,912	2,450	2,410	2,220
	計		4,543	5,489	4,871	4,714	4,365
診療科目	内科系		2,464	3,062	2,496	2,426	2,113
	外科系		2,076	2,422	2,372	2,288	2,251
	その他		3	5	3	0	1
	計		4,543	5,489	4,871	4,714	4,365
患者の住所	橿原市		2,503	2,885	2,620	2,603	2,418
	高取町		138	137	149	118	148
	明日香村		135	127	130	135	141
	その他		1,767	2,340	1,972	1,858	1,658
	計		4,543	5,489	4,871	4,714	4,365
患者の経過	帰宅		3,701	4,625	3,873	3,667	3,356
	経過観察入院		457	415	554	557	519
	1週間以上の入院		311	364	380	409	423
	転送		50	69	47	60	52
	到着時死亡		15	7	7	12	6
	到着後まもなく死亡		8	7	9	7	6
	その他		1	2	1	2	3
	計		4,543	5,489	4,871	4,714	4,365

種別		年度	R3	R4	R5	R6	R7
診療時間	8時～18時		1,953	2,249	2,040	1,895	1,807
	18時～24時		1,855	2,061	2,135	2,058	1,875
	0時～8時		735	1,179	696	761	683
	計		4,543	5,489	4,871	4,714	4,365
受診方法	救急車		1,366	1,683	1,858	1,897	1,779
	タクシー		74	63	52	63	32
	自家用車		3,024	3,598	2,893	2,692	2,517
	その他		79	145	68	62	37
	計		4,543	5,489	4,871	4,714	4,365
発生原因	疾患		2,839	3,525	2,981	2,854	2,523
	交通事故		185	177	226	177	210
	外傷		1,450	1,746	1,644	1,670	1,607
	その他		69	41	20	13	25
	計		4,543	5,489	4,871	4,714	4,365

VI その他の事業

1. 経済的支援・各種助成等事業

(1) 一般不妊治療費助成金交付事業

目的 一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 以下のア～エのすべてに該当する方

ア. 助成を受けようとする治療を受けた日から申請日までの期間を通して、夫婦のいずれか一方または両方が檀原市民（檀原市に住民票がある）

イ. 檀原市の住民基本台帳に登録されている夫婦（婚姻の届け出をしていないが事実上同様の関係にある者を含む）であること

ウ. 夫婦の両方が医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者である

エ. 夫婦の両方が市税を滞納していない

実施期間 助成金の対象の一般不妊治療が最初に行われた年度から起算して5年度^{※1}

実施状況 (延人数)

年度	前年度治療分	当年度治療分	申請数合計
R3	76	※2 66	142
R4	98	31	129
R5	104	40	144
R6	95	40	135
R7	85	※3 81	166

※1 令和7年度申請より、最初に申請された年度から起算して5年度に変更。

※2 令和3年度治療分より、所得制限の撤廃、事実婚関係にある夫婦も対象として含むことになった。

※3 令和7年度申請より、申請対象となる治療期間を年度単位から年単位に変更。

(2) 不育治療費助成金交付事業

目的 不育治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 上記、一般不妊治療費助成金交付事業と同様の条件

実施期間 助成金の対象の不育治療が最初に行われた年度から起算して5年度^{※1}

実施状況 (延人数)

年度	前年度治療分	当年度治療分	申請数合計
R3	1	※2 1	2
R4	4	0	4
R5	3	1	4
R6	3	2	5
R7	4	※3 4	8

※1 令和7年度申請より、最初に申請された年度から起算して5年度に変更。

※2 令和3年度治療分より、所得制限の撤廃、事実婚関係にある夫婦も対象として含むことになった。

※3 令和7年度申請より、申請対象となる治療期間を年度単位から年単位に変更。

(3) 生殖補助医療費等助成金交付事業

目的 生殖補助医療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 以下のア～エのすべてに該当する方

- ア. 助成を受けようとする治療期間の開始日から申請日までの期間を通して、夫婦のいずれか一方または両方が檀原市民（檀原市に住民票がある）
- イ. 檀原市の住民基本台帳に登録されている夫婦（婚姻の届け出をしていないが事実上同様の関係にある者を含む）であること
- ウ. 夫婦の両方が医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者である
- エ. 夫婦の両方が市税を滞納していない

実施期間 最初に申請された年度から起算して5年度

実施状況 (延人数)

年度	申請数
R7	50

(4) 妊娠判定受診料補助

目的 経済的負担による産科未受診を防止し、妊婦健診未受診妊婦の解消に繋げる。

対象 当該年度の市民税が非課税である世帯または生活保護受給世帯に属する女性

実施回数 1年度につき2回まで

実施状況 (延人数)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	2	1	1	0	2

(5) 多胎妊婦健康診査費用助成

目的 妊婦健康診査の受診回数が通常より多く実施される場合がある多胎妊婦への経済的支援を行い、負担の軽減を図る。

対象 多胎妊婦で、妊婦健康診査補助券綴りの基本券（14回分）を使い終わった方

実施回数 妊婦1人につき受診（健診）5回分まで

助成金額 1回の受診（健診）につき上限5,000円

実施状況 (人)

年度	R4	R5	R6	R7
申請者数	0	2	1	1

(参考) 妊娠届出時の多胎妊婦件数：令和5年度9人、令和6年度10人、令和7年度16人

(6) 新生児聴覚検査費用助成

目的 聴覚検査の普及啓発、新生児の聴覚障がい早期発見及び早期支援。

対象 当該聴覚検査を受けた新生児の保護者であり、検査日に新生児が檀原市民である者

実施回数 自動ABRまたはOAEによる検査のいずれか初回1回分

助成金額 自動ABR：上限4,000円

OAE：上限1,500円

実施状況 (人)

年度		R5			R6			R7		
		県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
申請者数		497	80	577	616	38	654	622	32	654
検査内訳	ABR	473	71	544	603	35	638	620	29	649
	OAE	24	9	33	13	3	16	2	3	5

(7) 妊婦のための支援給付金（令和6年度までの出産・子育て応援給付金から移行）

目的 妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談等により出産・子育てに必要な切れ目のない支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施。

対象 出産応援給付金：妊娠届出時に面談を受けられた妊婦（他市町村で同様の支給を受けていない方、申請は妊娠中のみ可）

子育て応援給付金：新生児訪問等の訪問時の面談を受けられた児の養育者（他市町村で同様の支給を受けていない方、申請は出生後4か月まで（やむを得ない事情により出生後4か月までに申請ができなかった場合は規定に準ずる））

妊婦支援給付金（妊婦・胎児分）：妊婦（他市町村で同様の支給を受けていない方）（令和7年度より）

実施期間 通年

給付金額 妊婦支援給付金（妊婦分）・出産応援給付金：妊婦1人につき5万円

子育て応援給付金：児1人につき5万円

妊婦支援給付金（胎児分）：胎児1人につき5万円

実施状況 (人)

年度	申請者数	
	出産応援給付金	子育て応援給付金
※1 R4	347	253
R5	1,544	1,092
R6	783	750
※2 R7	35	137

※1 令和4年度は2月から事業は開始しているが、遡及支給対象者として、令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦と令和4年4月1日以降に出生した児の養育者に支給

※2 令和7年3月31日までに妊娠の届出をした方および出産した方に令和7年4月1日以降支給

年度	妊婦支援給付金 申請者数	
	妊婦分	胎児分
R7	784	624

(8) 骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄や末梢血幹細胞を提供した者（ドナー）及びドナーを雇用している市内の事業所に助成することにより、金銭的な負担を軽減し、骨髄等の移植を推進する。

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
ドナー本人	補助人数（人）	1	2	0	1	1
	補助金額（千円）	140	280	0	140	140
ドナーを雇用する 市内の事業所	補助件数（件）	0	0	0	0	0
	補助金額（千円）	0	0	0	0	0
補助人数・件数 計		1	2	0	1	1
補助金額（千円） 計		140	280	0	140	140

(9) がん患者ウィッグ及び乳房補正具購入費の助成事業

がんの治療に伴う外見の変化を受けて、医療用ウィッグ又は乳房補正具を使用するがん患者さんへ補正具の購入費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減する。

年度 区分		R5	R6	R7
ウィッグ	補助人数（人）	32	44	52
	補助金額（千円）	640	874.6	977.6
乳房補正具	補助件数（件）	5	10	7
	補助金額（千円）	95	197.5	95.1
補助人数・件数 計		37	54	59
補助金額（千円） 計		735	1,072.1	1,072.7

2. 自殺対策

目的 「自殺対策基本法」では自殺総合対策大綱（以下、大綱）および地域の実情を勘案しつつ、地域自殺対策計画を策定することとされている。

檀原市では、令和2年に檀原市自殺対策計画を策定、5年後の令和7年3月には檀原市自殺対策計画後期計画を策定し、自殺予防対策に取り組む。

実施期間 通年

対象 全年齢

実施状況

1) 会議の開催

自殺対策連絡協議会 1回/年

自殺対策庁内連絡会 2回/年

2) 相談窓口一覧のチラシ作成

年度初めに関係機関に配布 1,200枚作成

3) こころの体温計

相談窓口一覧、檀原市ホームページに掲載 (件)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
アクセス数累計	12,804	17,588	16,874	16,013	11,841
うち 檀原市民		12,018	11,147	10,730	8,001

4) ゲートキーパー研修 (人)

年度	R5	R6	R7
職員研修	428	551	※ 786
関係団体向け研修	31	45	62
民生児童委員10地区	実施なし	232	232

※R7のみ、従来のeラーニング研修に加えて、新規採用職員への研修（対面）を実施

5) 市民への情報の周知について

【パネル、ポスターの掲示】

- ・差別をなくす強調月間（7月）
- ・自殺予防週間（9月10日～9月16日）
- ・自殺予防月間（3月）

【広報等への掲載】

- ・檀原市自殺対策計画後期計画にて新たに追加された施策「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」に関する市ホームページを新たに作成し公開。
- ・市立保育所、市立小中学校保護者向けアプリにて、情報の配信
- ・市公式LINEや市広報にて、情報の発信

6) 橿原市の現状

本市の過去5年間の自殺者数の合計は88人だった。内訳は男性53人、女性35人であり、男性の自殺者は女性に比べ多くなっている。

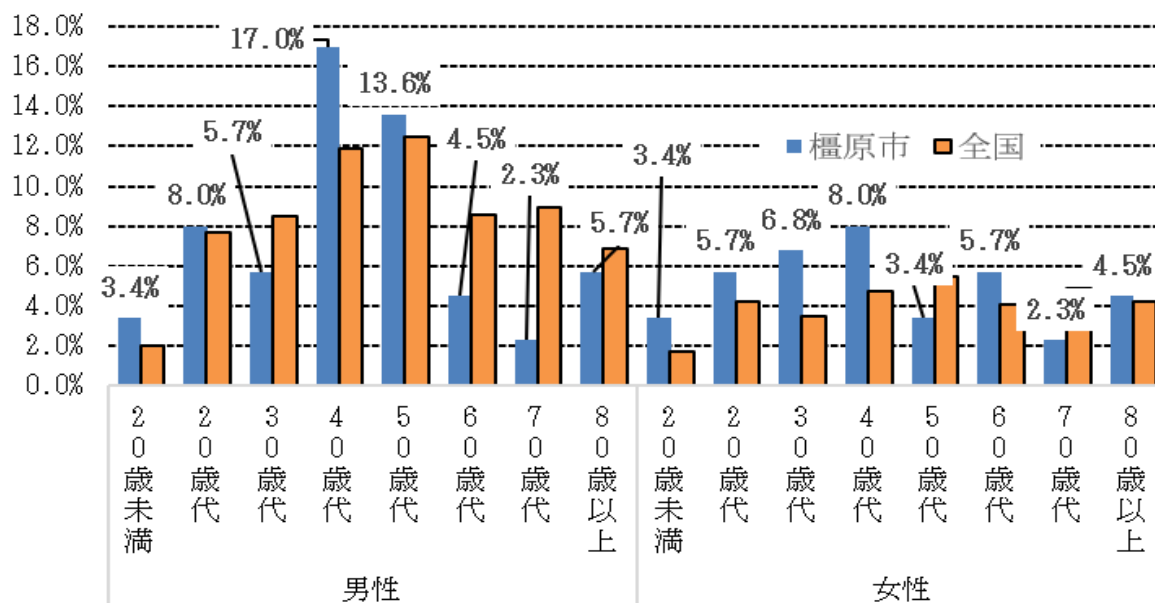
20歳未満の自殺者割合、平均自殺死亡率（人口10万対）は男女ともに全国と比較して高い。

20歳以上で、男性は40代、女性は50代と70代以外のすべての年代で自殺者割合、平均自殺死亡率（人口10万対）ともに全国と比較して高い。

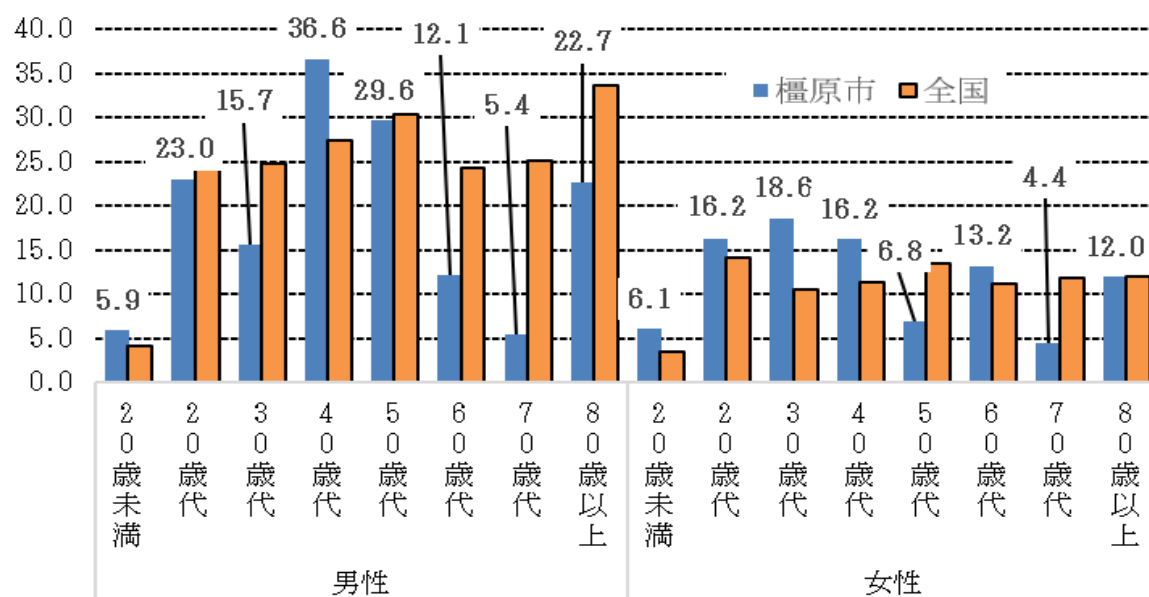
子ども、子育て期世代の女性や働き世代の男性への支援が求められている。

性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率 令和2年～令和6年(人口10万対)

性・年代別の自殺者割合



性・年代別の平均自殺死亡率（人口10万対）



VII 資 料

1. 健康づくり体系図

(1) 妊娠前から就学前

令和7年4月現在

項目		妊娠前	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
健康 診 査	妊婦健康診査								
	妊婦歯科健康診査								
	産婦健康診査								
	1か月児健康診査								
	3か月児健康診査								
	10か月児健康診査								
	1歳6か月児健康診査								
	3歳6か月児健康診査								
教 室	両親学級								
	離乳食教室								
相 談	妊娠届								
	母子健康手帳交付								
	妊娠8か月時アンケート								
	産後1か月時電話相談								
	すこやか子ども相談								
	6～7か月児健康相談								
	歯っぴー相談								
訪 問	妊産婦・新生児訪問								
	乳幼児訪問								
	未熟児養育訪問								
	こんにちは赤ちゃん訪問								
子 育 て 支 援	ママヘルプサービス								
	子育て世帯訪問支援事業								
	産後ケア事業								
経 済 的 支 援 ・ 助 成	一般不妊治療費助成								
	不育治療費助成								
	生殖補助医療費等助成								
	妊娠判定受診料補助								
	多胎妊婦健康診査費用助成								
	新生児聴覚検査費用助成								
	妊婦のための支援給付金（妊婦分）								
	妊婦のための支援給付金（胎児分）								

(2) 20歳以降

令和7年4月現在

項目		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳以上
健 (検) 診	生活習慣病健診						
	胃がん（X線検査）、大腸がん、肺がん・結核						
	乳がん検診（女性のみ）						
	胃がん（内視鏡検査）						
	子宮頸がん検診（女性のみ）						
	前立腺がん検診（男性のみ）						
	肝炎検査						
	歯周病検診（20・30・40・50・60・70歳）						
教 室	今日からはじめるウォーキング講座						
	糖尿病教室						
相 談	特定保健指導						
	健康相談（健康・栄養・糖尿病予防）						
訪 問	生活習慣病予防の訪問						
そ の 他	健康手帳交付						
	働き世代への健康支援						
	食生活改善推進員養成講座						
	〃 伝達講習（調理実習）						
	運動普及推進員養成講座						
	〃 伝達講習						
	（ウォーキング・わくわくエクササイズ等）						
	風しんの追加的対策（予防接種）						
	定期予防接種（高齢者肺炎球菌感染症）						
	定期予防接種（高齢者インフルエンザ）						
	定期予防接種（高齢者新型コロナウイルス感染症）						
	定期予防接種（高齢者带状疱疹）						

2. 橿原市こども計画に含まれる「成育医療等基本方針に基づく計画」 評価指標と目標

	指標	目標 (令和11年度)	令和5年度 (計画策定時)	令和6年度	令和7年度
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	100.0%	97.9%	97.4%	97.6%
2	妊娠中に喫煙する人の割合	0.0%	3.0%	2.6%	2.9%
3	妊娠届出者のうち、妊婦健康診査の未受診者数	0人	0人	0人	0人
4	妊婦歯科健診受診率	54.0%	48.9%	51.7%	48.7%
5	産後ケア事業利用率	24.8%	7.0%	23.4%	64.5%
6	乳児家庭全戸訪問事業の未訪問者のうち、状況把握ができた人の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
7	事故防止対策を実施している家庭の割合	100.0%	93.0%	92.2%	94.8%
8	3か月児健康診査の未受診者のうち、状況把握ができた人の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9	1歳6か月児健康診査の未受診者のうち、状況把握ができた人の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10	3歳6か月児健康診査の未受診者のうち、状況把握ができた人の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
11	かかりつけの小児科医を持つ割合	95.0%	90.0%	88.6%	89.6%
12	3歳6か月児健康診査受診児のうち、かかりつけ歯科医を持つ人の割合	60.0%	48.6%	46.6%	46.0%
13	3歳6か月児健康診査で虫歯のない人の割合	95.0%	89.3%	89.2%	88.9%
14	保護者が子どもの仕上げみがきをしている割合	100.0%	98.6%	97.8%	98.2%
15	体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている保護者の割合	85.0%	81.2%	80.9%	84.0%
16	育てにくさを感じたときに対処できる保護者の割合	90.0%	78.3%	56.7%	63.2%
17	この地域で子育てをしたいと思う保護者の割合	96.0%	93.2%	95.9%	95.1%
18	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	90.0%	84.0%	83.0%	82.4%

指標7は3か月児健康診査、11及び15～18は3か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査、12は3歳6か月児健康診査、14は1歳6か月児・3歳6か月児健康診査の受診時のアンケートへの回答結果を集計。

3. 健康かしはら21（第3次）計画における目標値

分野	指標			策定時	目標値 R17	出典
栄養・ 食生活	適正体重を維持し ている人の割合の 増加	20～60 歳代・男性・肥満者		23.6%	19%	市民アンケート
		40～60 歳代・女性・肥満者		14.1%	10%	
		20 歳代・女性・やせの者		30.0%	20%	
	減塩に気をつけている人の割合の増加			69.6%	75%	
運動・ 身体活動	運動習慣がある人 の割合の増加	20～64 歳・男性		28.6%	39%	市民アンケート
		20～64 歳・女性		25.8%	33%	
歯の健康	健康な歯を保つ人 の割合の増加	60 歳で 24 歯以上		88.9%	95%	歯周病検診
		40 歳で喪失歯なし		90.3%	95%	
	歯科健診を定期的に受ける人の割合の増加			67.1%	87%	市民アンケート
タバコ	喫煙者のうち禁煙を希望する人の割合の減少			22.4%	0%	市民アンケート
健康 チェック	各種がん検診の 受診率の向上	胃がん	男性	6.4%	18%	市がん検診
			女性	6.5%	18%	
		肺がん	男性	10.1%	22%	
			女性	11.9%	23%	
		大腸がん	男性	9.5%	21%	
			女性	11.5%	23%	
		子宮頸がん	女性	10.4%	22%	
		乳がん	女性	10.7%	22%	
こころの 健康・休養	気分がひどく落ち込むことがよくある人の割合の減少			7.8%	7%	市民アンケート
	睡眠による休養を充分取れていない人の割合の減少			23.6%	17%	

※策定時の値は令和4年度の調査結果となっています。

○橿原市母子保健推進会議実施要綱

令和 7 年 8 月 13 日 告示第 272 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 5 条の規定に基づき、母子保健施策の充実強化及び当該施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、橿原市母子保健推進会議（以下「推進会議」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(会議内容)

第 2 条 推進会議においては、次に掲げる事項について情報を交換し連携を図る。

- (1) 母子保健事業の取組の検討及びその推進に関すること。
- (2) 母子保健情報の収集及び共有に関すること。
- (3) 関係諸施策との調整及び関係機関との連携に関すること。
- (4) その他母子保健の向上に関すること。

(参加者)

第 3 条 推進会議の参加者は、次に掲げる関係機関に属する者のうちから、会議の内容に応じて市長が参加を求めるものとする。

- (1) 橿原地区医師会の代表者 1 名
- (2) 橿原市歯科医師会の代表者 1 名
- (3) 橿原市産後ケア事業委託事業者の代表者 1 名
- (4) 奈良県中和保健所の代表者 1 名
- (5) その他市長が必要と認める者

(運営方法)

第 4 条 推進会議の進行は、こども家庭課の職員が務める。

2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に参加者以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 推進会議に関する庶務は、こども家庭課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

○橿原市成人保健推進協議会規則

平成24年12月27日規則第88号

改正 平成27年5月28日規則第31号

令和2年6月26日規則第49号

令和6年4月30日規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市成人保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりの健康づくりの取組の推進及び健康づくりを総合的に支援するための施策を策定した健康かしはら21計画推進のための協議を行い、もって、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原地区医師会の代表者 1名
- (2) 橿原市歯科医師会の代表者 1名
- (3) 橿原市薬剤師会の代表者 1名
- (4) 橿原市自治委員連合会の代表者 1名
- (5) 橿原市民生児童委員協議会の代表者 1名
- (6) 奈良県栄養士会の代表者 1名
- (7) 橿原市食生活改善推進員協議会の代表者 1名
- (8) 橿原市運動普及推進員協議会の代表者 1名
- (9) 奈良県中和保健所健康増進課の代表者 1名
- (10) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、その議事を主宰する。

- 2 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月30日規則第30号）

- 1 この規則は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の橿原市成人保健推進協議会規則の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱する橿原市成人保健推進協議会の委員について適用し、同日前に委嘱された橿原市成人保健推進協議会の委員については、なお従前の例による。

○樫原市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成27年12月25日条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民が生涯にわたり健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康の保持が重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保健医療等関係者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民一人ひとりが、歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、生涯を通じて歯科疾患の予防に向けて取り組むよう促進すること。
- (2) 市民が、歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導等を受けることにより、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けるよう促進すること。
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (4) 保健、医療、社会福祉、教育、食育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(保健医療関係者、社会福祉関係者及び教育関係者の役割)

第4条 保健医療関係者、社会福祉関係者及び教育関係者は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業に従事する者の歯と口腔の健康づくりの推進に関する取組を支援するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯を通じて日常生活において自ら歯と口腔の疾患の予防に向けて取り組むとともに、歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(施策の基本的事項)

第7条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。
- (2) かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨に関すること。
- (3) 乳幼児期におけるむし歯予防及び食育等の対策に関すること。
- (4) 学齢期におけるむし歯予防、口腔の清掃及び食育等の対策に関すること。
- (5) 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。
- (6) 妊娠期における歯周疾患の予防対策に関すること。
- (7) 高齢期における8020運動（80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。）に基づく口腔機能の維持及び向上に関すること。
- (8) 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科検診を受けることが困難な者に対する歯と口腔の健康づくりの支援に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康に影響を及ぼす生活習慣の改善に関すること。
- (10) 災害時における歯科医療体制の整備に関すること。

(11) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項
(財政上の措置)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○橿原市歯科保健推進協議会規則

平成24年12月27日規則第80号

改正 平成26年7月17日規則第37号

平成27年5月28日規則第31号

令和2年6月26日規則第44号

令和7年5月30日規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第7条及び橿原市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成27年橿原市条例第43号）の規定に基づき、橿原市歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることにより、市民が生涯にわたり健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康の保持が重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりを総合的に推進し、市民の健康の保持及び増進に取り組むことを目的とする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原市歯科医師会の代表者 2名
- (2) 橿原地区医師会の代表者 1名
- (3) 奈良県中和保健所の代表者 1名
- (4) 橿原・高市養護教育研究会の代表者 1名
- (5) 橿原市老人クラブ連合会の代表者 1名
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は橿原市歯科医師会の代表者とし、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるとき、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第37号）

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い新たに委嘱される橿原市歯科保健推進協議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第44号）この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月30日規則第44号）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

2 この規則による改正後の橿原市歯科保健推進協議会規則第2条の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱する橿原市歯科保健推進協議会の委員について適用し、同日前に委嘱された橿原市歯科保健推進協議会の委員については、なお従前の例による。

○橿原市自殺対策連絡協議会規則

平成31年4月26日規則第28号

改正 令和2年6月26日規則第50号

令和7年6月13日規則第46号

(目的)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。）第7条の規定に基づき、橿原市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることにより、市と地域関係機関が自殺対策に関し、共通の認識を持ち、連携して協力するネットワークを構築し、自殺予防の啓発活動を総合的かつ効果的に取り組むことを目的とする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 労働関係者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 警察関係者
- (7) 消防関係者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長) 第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければならない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第50号）この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月13日規則第46号）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の橿原市自殺対策連絡協議会規則第2条の規定は、この規則の施行の以後に委嘱する橿原市自殺対策連絡協議会の委員について適用し、同日前に委嘱された橿原市自殺対策連絡協議会の委員については、なお従前の例による。

○橿原市予防接種健康被害等調査委員会規則

平成24年12月27日規則第83号

改正 平成27年5月28日規則第31号

令和7年3月28日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市予防接種健康被害等調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種に起因した健康被害に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原地区医師会の代表者 2名
- (2) 奈良県中和保健所長 1名
- (3) 奈良県知事が推薦する専門医師 1名
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(調査の請求)

第5条 市長は、予防接種による健康被害等が生じたときは、委員会の調査に付さなければならない。

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議事を主宰する。

- 2 会議の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を委員長が、あらかじめ委員に通知して行うものとする。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、調査及び審議を行った結果を、文書をもって市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

○樫原市予防接種検討会議開催要綱

令和7年3月28日告示第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する予防接種事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図り、市民の健康水準の向上に寄与するために事業の検討等を行うため、樫原市予防接種検討会議（以下「検討会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めるものとする。

(会議内容)

第2条 検討会議においては、次に掲げる事項について情報を交換し、又は協議する。

- (1) 予防接種に係る制度改正に当たっての事業内容の検討及び提案に関すること。
- (2) その他事業の推進のために必要となる事項に関すること。

(参加者)

第3条 検討会議の参加者は、次に掲げる関係機関に属する者のうちから、会議の内容に応じて市長が参加を求めるものとする。

- (1) 樫原地区医師会の代表者 3名
- (2) その他市長が必要と認める者

(運営方法)

第4条 検討会議の進行は、健康スポーツ部長が務める。

2 市長は、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議に関する庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

○橿原市休日夜間応急診療所条例

昭和49年10月14日 条例第36号
改正 昭和53年12月18日 条例第19号
昭和54年3月26日 条例第4号
昭和55年3月31日 条例第9号
昭和58年3月24日 条例第6号
昭和61年9月25日 条例第25号
昭和63年6月20日 条例第15号
平成元年3月31日 条例第15号
平成9年3月26日 条例第5号
平成10年3月25日 条例第12号
平成14年3月29日 条例第8号
平成19年3月30日 条例第7号
平成20年3月28日 条例第4号
平成25年12月26日 条例第26号
平成30年3月30日 条例第15号
令和元年6月28日 条例第13号
令和2年5月1日 条例第16号
令和3年3月31日 条例第2号
令和5年3月31日 条例第8号
令和5年12月27日 条例第24号
令和6年3月29日 条例第13号
令和6年12月27日 条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、本市に休日夜間応急診療所を設置し、急病患者の応急処置を行い、もって市民の健康保持に寄与するため必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 休日夜間応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 橿原市休日夜間応急診療所
- (2) 位置 橿原市畝傍町9番地の1

(業務の範囲及び診療科目)

第3条 橿原市休日夜間応急診療所（以下「診療所」という。）における業務は、次のとおりとする。

- (1) 急病患者の応急処置に関すること。
- (2) 休日及び夜間に診療しなければならないやむを得ない事由がある診療に関すること。

2 診療科目は、内科、小児科及び歯科とする。

(運営委員会)

第4条 診療所の円滑な運営を図るため、橿原市休日夜間応急診療所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は12人以内で組織し、市長が委嘱する。

(診療日及び診療時間)

第5条 診療所の診療日及び診療時間は、市長が別に定める。

(職員)

第6条 診療所に医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他必要な職員を置く。

(診療料)

第7条 市長は、診療所において診療を受けた者に対し、次の各号に定める診療料及び手数料を徴収する。

- (1) 診療料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額。た

だし、これによることができない場合は、市長が別に定めるところによる。

(2) 手数料

ア 診断書（当日発行分） 1 通につき1,360円

イ 診断書（後日発行分） 1 通につき2,510円

2 前項第1号に定める診療料の額において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が課される場合にあっては、当該課される部分に係る診療料の額は、前項第1号に定める額に当該額に係る消費税等に相当する額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

3 第1項第2号に定める手数料の額は、消費税法及び地方税法の規定による消費税等を含む額とし、消費税等が課されない場合にあっては、当該課されない部分に係る手数料の額は、第1項第2号に定める額から当該額に係る消費税等に相当する額を控除した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

4 診療料及び手数料は、診療後又は証明書の交付の都度即納させる。ただし、これによることができない場合は、市長が別に定めるところによる。

（減免）

第8条 市長は、生活扶助を受ける者又は特別の事由があると認める者に対しては、診療料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（臨時の分院の設置）

第2条 感染症のまん延防止等のため、市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。

2 前項の分院について、本則の規定にかかわらず、名称、位置その他の必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和53年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第4号）

この条例は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和61年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第15号）

この条例は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第15号）

この条例は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第5号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次条及び附則第4条に定めるものを除き、この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行った資産の譲渡等については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第13号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の各条例（以下「旧条例」という。）の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料（入館料、管理料、土石採取料等を含む。）又は旧条例の規定により申請、申込み等をしている者の当該行為に係る手数料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則（令和2年5月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第8号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日条例第24号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和6年3月29日条例第13号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月27日条例第35号）

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

○橿原市休日夜間応急診療所条例施行規則

昭和49年10月19日規則第19号
改正 昭和53年12月25日規則第23号
 昭和55年4月1日規則第6号
 昭和63年6月20日規則第19号
 平成元年3月31日規則第5号
 平成9年3月28日規則第6号
 平成19年3月30日規則第21号
 平成20年3月28日規則第4号
 平成21年7月6日規則第28号
 平成24年3月30日規則第35号
 平成26年4月1日規則第30号
 令和元年7月19日規則第33号
 令和4年3月31日規則第35号
 令和6年3月29日規則第23号
 令和7年1月30日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、橿原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年橿原市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 条例第4条第1項に規定する橿原市休日夜間応急診療所運営委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 本市内の医療機関等の代表者

(2) 関係機関等の代表者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(診療日及び診療時間)

第8条 条例第5条に規定する市長が別に定める診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

種類	診療日	診療科目	診療時間
休日診療	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日	内科及び小児科	午前10時から正午まで及び午後1時から午後9時30分まで
		歯科	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

	・ 1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 15 日及び12月29日から同月31 日まで		
夜間診療	毎日	内科	午後 9 時30分から午前 0 時まで
		小児科	午後 9 時30分から午前 6 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、診療日及び診療時間を臨時に変更することができる。

(診療料等)

第 9 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する市長が別に定める診療料は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自費で診療を受ける者の診療料は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額とする。

(2) 法令に特に定めのある療養に要する費用の額の算定については、その定めるところによる。

2 条例第 7 条第 4 項ただし書の納入については、橿原市会計規則（昭和39年橿原市規則第10号）第 9 条に定めるところによる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規則第23号）

この規則は、昭和54年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第19号）

この規則は、昭和63年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年規則第 5 号）

この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 6 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年規則第21号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年規則第 4 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年規則第28号抄）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成21年 7 月10日から施行する。

附 則（平成24年規則第35号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年規則第30号）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則による改正後の橿原市休日夜間応急診療所条例施行規則第 6 条第 2 項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する資産の譲渡等をいう。）について適用し、施行日前に行った資産の譲渡等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月19日規則第33号）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、第 7 条中橿原市観光交流センター管

理運営に関する規則別表の改正規定（「日本工業規格 A 列 4 番以内」を「日本産業規格 A 4 以内」に、「日本工業規格 A 列 4 番を超えるもの」を「日本産業規格 A 4 を超えるもの」に改める部分に限る。）及び附則第 3 条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規則の施行の際現にこの規則の規定による改正前の各規則（以下「旧規則」という。）の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料（入館料、管理料、土石採取料等を含む。）又は旧規則の規定により申請、申込み等をしている者の当該行為に係る手数料については、なお従前の例による。

第 3 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後の各規則の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 35 号抄）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

○橿原地区救急医療連携会議開催要綱

令和7年3月28日告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、橿原地区救急医療連携会議（以下「連携会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めるものとする。

(会議内容)

第2条 連携会議においては、橿原地区における救急医療に関することについて情報を交換し連携を図る。

(参加者)

第3条 連携会議の参加者は、次に掲げる関係機関に属する者のうちから、会議の内容に応じて市長が参加を求めるものとする。

- (1) 奈良県立医科大学附属病院
- (2) 橿原地区医師会
- (3) 二次救急輪番参加病院
- (4) 奈良県広域消防組合
- (5) その他市長が必要と認める関係機関

(運営方法)

第4条 連携会議の参加者は、その互選により連携会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、連携会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連携会議に関する庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

令和 7 年度版 檀原市保健事業実績

令和 8 年 8 月発行

【編集・発行】

檀原市 健康スポーツ部 健康増進課

〒634-0065 檀原市畝傍町 9-1

TEL0744-22-8331 FAX 0744-24-9124

檀原市 こども部 こども家庭課

〒634-0065 檀原市内膳町 1 丁目 1-60

TEL0744-47-3707 FAX 0744-25-2221